

家族の力で おいしい米づくり

2013

6



人と自然がつくる楽しいまちーあみ

●主な項目●

広報あみ

- まい・あみ・まつり 2013 実行委員会組織・メンバー紹介 … 2
- 紹介します！平成 25 年度の区長さん … 4
- 総合健診・住民健診申し込みが始まります …10
- 参議院議員通常選挙 …16
- 紹介します！平成 25 年度の統計調査員さん…18
- 道の駅基本構想を策定しました …20

URL <http://www.town.ami.ibaraki.jp/> E-MAIL ami@town.ami.lg.jp

広報あみ 6 月号通常版 平成 25 年 5 月 24 日発行

笑顔が舞い 心おどる熱い夏

●まい・あみ・まつり 2013 ●

日時:8月3日(土)・4日(日) 午後2時～8時

メイン会場:まいあみ特設ステージ

およびまいあみストリート(通称)

『まい・あみ・まつり 2013』のテーマが『笑顔が舞い 心おどる熱い夏』に決定しました。今月号では、まい・あみ・まつり 2013 の概要と実行委員会のみなさんをご紹介します。『まい・あみ・まつり』は、今年で24回目を迎えます。

家族や地域の絆を大切に、人と人とのつながりを通して、「笑顔が舞い 心おどる熱い夏」となるように、実行委員一同、まい・あみ・まつりの準備に取り組んでいます。皆さまのご支援・ご協力をお願い申し上げます。

まい・あみ・まつりクリーン3か条

1. 私は、ごみの持ち帰りに協力します
2. 私は、ごみを指定の場所以外には捨てません
3. 私は、ごみを見つけたら指定の場所に捨てます

まつりにお越しいただく皆さまには、「まい・あみ・まつりクリーン3か条」にご協力いただきますようお願いいたします。



広報協賛金部会



前列左から:小室秀敏(町商工会)、小島直子(一般応募)、青木郁雄(教育委員会)

後列左から:武埴文明(町商工会)、宮崎安代(町商工会)、工藤恵子(町商工会)

本部役員

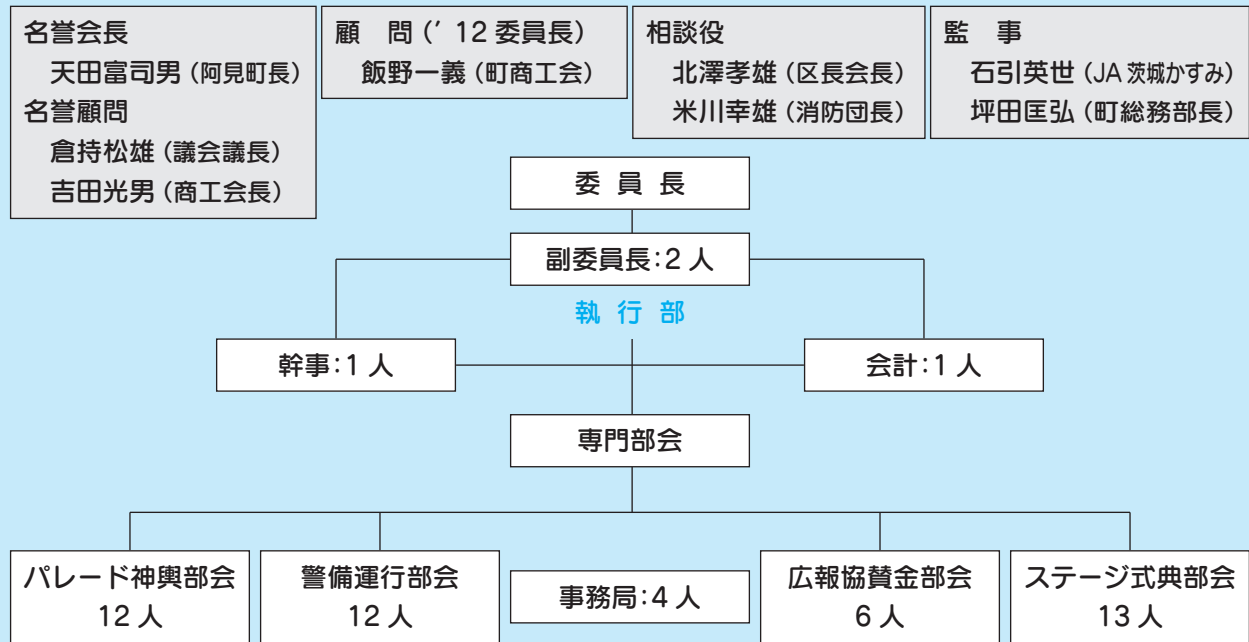


前列左から:野口寿正(幹事=役場)、松浦健一(副委員長=桜睦会)、野口テル子(実行委員長=町商工会)、難波千香子(副委員長=町商工会)、谷仲巧実(会計=役場)

後列左から:篠崎晴美(事務局=臨時職員)、本橋大輔(事務局=役場)、平井芳明(事務局=役場)

その他:鹿志村浩行(事務局=役場)

●実行委員会組織図●



平成 25 年 5 月 1 日現在



ステージ式典部会

前列左から: 林暁嵐 (茨城大学農学部)、川又康史 (茨城大学農学部)、前田滋哉 (茨城大学農学部)、根本義明 (東京医科大学)、小林紀子 (町社会福祉協議会)、松本達也 (朝日燃料支処)

後列左から: 茂木和太 (役場)、本間雅彦 (武器学校)、秋元謙一 (武器学校)、真壁大樹 (東京医科大学)、岩上大輔 (JA 茨城かずみ)

その他: 井手亮太郎 (県立医療大学)、平塚汐里 (県立医療大学)

パレード神輿部会



前列左から: 藤間明美 (獅子神輿会)、石井照章 (青宿むつみ会)、小柳望 (小柳組)、野口盛男 (阿見神輿連合)、秋山和美 (秋山舞の会)、長山綾乃 (錦織姫)
後列左から: 朝山慶 (曙獅子連)、天田祐輝 (青宿むつみ会)、坂本幸子 (天翔如人)、飯田佳代 (よさこい雅)、芹田健一 (阿見神輿連合)
その他: 舟串泰一 (東睦)

警備運行部会



前列左から: 阿部豊治 (役場)、荻嶋武志 (役場)、吉田みい子 (町体育協会)、栗山正喜 (安全協会)、松本雅彦 (町学校長会)
後列左から: 細谷将士 (町消防本部)、國府田靖 (町体育協会)、小嶋正一 (霞ヶ浦成人病研究事業団)、相田亨 (町学校長会)
その他: 櫻村朝巳 (町金融団)、中西洋文 (町金融団)、野口守 (区長会)

紹介します！ 平成 25 年度の 区長さん



阿見台
藤山 英夫



中郷西
林 茂

阿見中 地区

23 行政区



行政区・氏名(敬称略)



中央西
酒井 一彦



中央東
大谷 隆義



西方
蛭原 一義



宿
村松 正弘



北
湯原 健一



西郷
宮本 勝雄



一区南
小笠原 博美



三区下
宮崎 茂夫



三区上
松本 功志



鈴木
野呂 薫



中央北
糸賀 忠



中央南
鴻巣 道明



中吉原
糸賀 孝夫



上吉原
飯塚 敬三



大砂
斉藤 功



富士団地
山口 道子



上郷
相澤 和夫



一区北
中島 正晴



二区北
櫛田 晴道



住吉
田村 敏博

朝日中 地区

15 行政区



福田
山中 照嗣



新山
坂本 靖夫



下吉原
森山 政美



シンワ
池田 弘



本郷
矢口 禎夫



下本郷
柏崎 久雄



上本郷
宮本 幹夫



一区
藤平 勇雄



二区南
新橋 嗣男

●町民と町行政とのパイプ役として働いてくださる皆さんです

 <p>上長 久保 久夫</p>	 <p>下小池 宮本 栄</p>	 <p>上小池 吉田 弘</p>	 <p>寺子 田中 正博</p>	 <p>実毅 齋藤 十郎</p>	 <p>中根 下山 昇</p>
 <p>青宿 小倉 努</p>	 <p>立ノ越 北澤 孝雄</p>	 <p>中郷東 大越 賢</p>	 <p>岡崎 野口 守</p>	<p>竹来中 地区 28 行政区 ←</p>	 <p>筑見 中本 三千洋</p>
 <p>曙東 尾崎 勝男</p>	 <p>白鷺団地 畠山 春雄</p>	 <p>大室 柳生 信義</p>	 <p>霞台 神生 敏晴</p>	 <p>廻戸 八綿 利夫</p>	 <p>新町 吉田 俊一</p>
 <p>塙 飯田 重</p>	 <p>石川 廣岡 浩喜</p>	 <p>大形 吉田 政夫</p>	 <p>君島 坂本 眞一</p>	 <p>레이크サイドタウン 村木 貞之</p>	 <p>曙南 葉梨 健次</p>
 <p>下島津 長塚 卓</p>	 <p>上島津 中島 凡男</p>	 <p>飯倉二区 石川 藤夫</p>	 <p>飯倉 石引 英世</p>	 <p>上条 細谷 勇</p>	 <p>追原 小松澤 唯一</p>
 <p>南平台三丁目 植田 豊</p>	 <p>南平台二丁目 長尾 和博</p>	 <p>南平台一丁目 村木 一夫</p>	 <p>竹来 宮本 和夫</p>	 <p>掛馬 結束 充夫</p>	 <p>南島津 白田 計律</p>

妊産婦の 医療福祉費(マル福)制度



国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎888-1111(134・135)

▼妊産婦マル福の所得の基準額

扶養親族数	本人および配偶者	扶養義務者
0人	393万円	1,000万円
1人	423万円	
2人	453万円	
3人以上	以下、扶養親族1人ごとに30万円加算	
所得から控除されるもの	8万円定額控除(社会保険料相当額)・医療費控除など	青色白色専従者控除・譲渡所得特別控除

※妊産婦本人および配偶者のどちらかの高い方の所得で判定します(合算はしません)

妊産婦マル福制度とは、町に住所があり、各種健康保険に加入している妊産婦の人で、所得が基準額未満(左表参照)の人に対し、保険診療となる医療費(※)を助成する制度です。なお、妊婦健診などの保険診療以外のものや入院時の食事代(標準負担額)は、マル福の助成対象となりません。

※柔道整復師等による各種健康保険の適用となる施術も含まれます

■手続き方法

▼母子健康手帳▼健康保険証(健康保険の資格のわかる証明書でも可)▼印鑑▼妊産婦本人名義の金融機関の口座番号のわかるもの(預金通帳など)▼転入した人は、本人および配偶者等それぞれの住民税課税証明書等(※)——を持参し、国保年金課窓口へ申請してください。該当となる場合には受給者証を交付します

※住民税課税証明書等は『総所得・扶養人数・所得控除』の記載されたものが必要となります。また、母子健康手帳の交付日によって必要な年度が異なりますので、担当係までお問い合わせください

■医療機関等へのかかり方

▼県内の産婦人科の医療機関等を受診する場合:健康保険証と受給者証を提示し、マル福の自己負担金を支払ってください

妊娠の継続と安全な出産のため、産婦人科以外の診療科等での検査・診断・治療を要する場合は、産婦人科医

療機関からの紹介があれば受給者証を使用できます

●マル福の自己負担金:医療機関ごとに▼外来1回600円、月2回1200円まで▼入院1日300円、月3000円まで▼保険薬局での調剤は自己負担なし

▼県内の産婦人科以外の医療機関等および県外の医療機関等を受診する場合:受給者証は、県内の産婦人科以外の医療機関等および県外の医療機関等を受診する場合は使用できません。そのため、一部負担金(3割)を支払った後、▼受給者証▼健康保険証(健康保険の資格のわかる証明書でも可)▼領収書(原本に受診者の氏名・診療点数の記載のあるもの。コピー不可)▼診療明細書または調剤明細書▼印鑑▼必要に応じて健康保険組合等からの療養費給付証明書または療養費支給決定通知書等——を持参し、国保年金課窓口で医療福祉費の支給の申請をしてください。後日、お支払いいただいた一部負担金からマル福の自己負担金を除いた額を口座に振り込みます

■利用できる期間

母子健康手帳の交付月の初日から出産月の翌末日まで

▼申請手続きが遅れた場合は申請した月の初日からマル福に該当となります。そのため、母子健康手帳を交付されたときは、早急にマル福の申請手続きを行ってください

医療福祉費受給者証の更新について

重度障害の人、ひとり親家庭の人の医療福祉費受給者証を現在使用している人は、6月30日までで使用できなくなります。7月以降も引き続き該当となる人には、新しい受給者証を6月下旬に郵送します。

ただし、転入等で所得の確認ができない人や保険証の確認ができない人は、国保年金課窓口で手続きが必要となります。なお、所得制限により非該当となる人にはその旨通知を郵送します。

●問合せ 国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎888-1111(134・135)

後期高齢者医療制度の 高額療養費



国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎888-1111(134・135)

高額療養費

後期高齢者医療制度で医療を受けて高額になった場合には、医療機関に支払った医療費の一部が申請により、後ほど県後期高齢者医療広域連合（以下、広域連合）から支給されます。

1か月（同月内）の医療費の自己負担額が限度額を超えたとき

限度額を超えた金額が高額療養費として支給されます。低所得者Ⅱ・Ⅰに該当する人は、入院の際に『限度額適用・標準負担額減額認定証』の提示が必要となります。

自己負担額の計算方法

- ▼月の1日から末日までの1か月（暦月）ごとの受診で計算
- ▼外来は個人ごとに集計。入院を含む自己負担限度額は、世帯内で後期高齢者医療制度被保険者を合算して計算
- ▼病院・薬局・歯科の区別なく合算
- ▼入院時の食事代や保険診療

の対象とならない差額ベッド料などは支給対象外

申請および支給

該当者のうち申請が必要な人（初めて支給の人）は広域連合から高額療養費支給申請書が郵送されます。

この申請書と印鑑および支給対象となる人の保険証を持参して所定の期間内に国保年金課窓口で手続きをしてください（2回目の支給からこの申請は不要。ただし、申請後指定口座等に変更が生じた場合には再度申請が必要）。

高額な治療が長期間必要なときには

厚生労働大臣が認める特定疾病（先天性血液凝固因子障害の一部・人工透析の必要な慢性じん不全・血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症）に該当する場合は1か月の自己負担限度額が1万円までとなり、これを超えた分の金額は広域連合が負担します。

この取り扱いを受けるには『特定疾病療養受療証』申請により交付の提示が必要です。

高額療養費の自己負担限度額

区分	月額自己負担限度額	
	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み 所得者	44,400円	80,100円+ 医療費が267,000円 を超えた場合はその 超えた分の1%を加算 ※4回目以降:44,400円
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

※過去12か月以内に世帯単位の限度額を超えて支給が4回以上あった場合に適用

▼現役並み所得者（3割負担）…同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の後期高齢医療制度の被保険者がいる人。ただし、被保険者の総収入合計が2人以上で520万円（1人の場合は、383万円）未満の場合は、申請により『一般』の区分と同様となり1割負担となります。また、後期高齢者医療制度に移行することによって被保険者が1人となり、現役並み所得者となった場合は、住民税課税所得145万円以上かつ収入

383万円以上で同一世帯の70歳以上75歳未満の人を含めた収入合計が520万円未満の場合は、申請により『一般』の区分と同様となり、1割負担となります

▼一般（1割負担）…現役並み所得者、低所得者Ⅱ・Ⅰ以外の人

▼低所得者Ⅱ（1割負担）…同一世帯の全員が住民税非課税の人（低所得者Ⅰ以外の人）

▼低所得者Ⅰ（1割負担）…同一世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる人

事業主の都合による離職や
雇い止めなどによる離職をされた人は

国保税が軽減されます

※申請が必要です

国保

お問い合わせは…
国保年金課国保係
☎888-1111(131~133)

国保税 納めて安心 わが家の健康

対象

平成21年3月31日以降に雇用保険の『特定受給資格者』または『特定理由離職者』に該当する左記の理由で離職した町の国民健康保険に加入される(された)人、または離職時点ですでに町の国民健康保険に加入している人。

- 雇用保険の『特定受給資格者』および『特定理由離職者』
左記の離職理由番号が、『雇用保険受給資格者証』(第一面)の『離職理由』欄に記載されている場合、軽減の対象となります。
- 11・解雇(12・50以外) ※50は『被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇』
- 12・天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
- 21・特定雇止めによる離職(雇用期間3年以上雇止め通知あり)
- 22・特定雇止めによる離職(雇用期間3年未満更新明示あり)
- 23・特定理由の契約期間満了による離職(雇用期間3

年未満更新明示なし)

- 31・事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
- 32・事業所移転に伴う正当な理由のある自己都合退職
- 33・正当な理由のある自己都合退職(31・32・34以外)
- 34・特定の正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間6か月以上12か月未満)

※左記の受給資格者証では軽減対象になりませんのでご注意ください

- ①特例受給資格者証 季節的に雇用されるまたは短期の雇用にくくことを常態とする短期雇用特例被保険者の人へ交付されます
- ②高齢受給資格者証 65歳到達日以後に離職された人へ交付されます

軽減期間

『離職日の翌日の属する月』から『その月の属する年度の翌年度末』までの期間です。ただし、平成21年度の保険税は対象となりません。
※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります

軽減額

国民健康保険税は前年の所得などにより算定されますが、軽減対象者の前年の給与所得を『30/100』とみなして算定を行います。

申請方法

世帯主(納税義務者)が、役場国保年金課窓口で申請してください。
▼申請に必要なもの:雇用保険受給資格者証、印鑑

町国保加入者の人間ドック

- ▼対象 次のすべてを満たす町国保加入者▼助成申請時に国民健康保険税の未納がない世帯に属する▼助成申請時に満30~74歳(脳ドックは満40~74歳)
※助成は、人間ドック・脳ドックのいずれかに限り、年度内1人1回に限ります
※脳ドックは、前年度に脳ドックの助成を受けた人は対象になりません
※現在治療中・妊娠中の人は、医師に相談のうえ、お申し込みください
※人間(脳)ドックを受診する人は、町の集団検診で特定健康診査を受診する必要はありません。町の集団検診で特定健康診査を受診すると、人間(脳)ドックの助成が受けられなくなりますのでご注意ください。なお、ドックに含まれていない検査は町の集団健診等で受診できます
- ▼助成額 ▼人間ドック:23,000円 ▼脳ドック:30,000円
- ▼実施検診機関 ▼霞ヶ浦成人病研究事業団健診センター☎887-4563 ▼筑波メディカルセンターつくば総合健診センター☎856-3500 ▼牛久愛和総合病院総合健診センター☎873-4334 ▼土浦協同病院農村健康管理センター(人間ドックのみ)☎826-3221 ▼つくばセントラル病院健診センター☎874-7985 ▼龍ヶ崎済生会病院総合健診センター☎0297-63-7178
- ▼申込期間 平成26年2月28日まで(土・日・祝日を除く)
- ▼申込方法 実施検診機関に予約後、本人が保険証を持参のうえ、直接国保年金課またはうずら出張所に申し込む(随時受付。同一世帯の場合は代理申請可。電話申し込み不可)。決定後『助成決定通知書』を交付(うずら出張所で申請の場合は後日郵送)
- ▼受診可能期間 平成26年3月31日まで。希望日での受診が可能(検診機関の予約状況による)

手続きをお忘れなく！

児童手当制度

6月 は 現況届の提出時期です



児童福祉課 ☎888-1111 (167-168)

■ 児童手当制度の目的

児童手当は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、児童を養育する者に対し、家庭等における生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として支給されるものです。

■ 対象

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している人で町内に住民登録がある人

■ 新たに児童手当の支給を受けるための手続き

出生や転入などで新たな受給資格が発生した場合は、事由の発生した翌日から数えて15日以内に児童を養育している人が、住所地の市町村長へ認定請求書の提出などの手続きをしてください。遅れた場合は、さかのぼって支給できません。なお、公務員の人は勤務先での手続きとなりますので勤務先へご確認ください。

■ 支払月

原則として6月・10月・2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します

■ 支給額

児童の年齢	児童1人あたりの月額
3歳未満	15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	10,000円

▼第3子以降とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している子のうち、3番目以降の子を指します

▼中学校を修了した子は手当の支給対象とはなりませんが、養育している子とみなします

■ 所得制限

扶養親族数	所得制限額
0人	6,220,000円
1人	6,600,000円
2人	6,980,000円
3人	7,360,000円
4人	7,740,000円

▼児童手当には所得制限があり、受給者の所得が制限額以上の場合、手当の月額は児童の年齢に関係なく5,000円となります

▼所得制限額は、扶養親族が1人増えるごとに38万円が加算されます。配偶者および同居の家族の所得は合算しません

■ 現況届の提出

児童手当を受給している人は、毎年6月に児童の養育状況などを確認するため、『児童手当現況届』を提出していただきます。5月分まで手当を受給していた人には、6月中旬に書類を送付しますので、同封の案内を確認のうえ、下記へ提出してください。『児童手当現況届』を提出しない場合は、受給資格があっても6月以降の支給が受けられなくなりますので、ご注意ください。

▼提出期限:6月28日(金)まで ※土・日を除く ▼提出先:役場1階児童福祉課

▼必要書類:▼児童手当現況届 ▼厚生年金等加入者の場合:健康保険被保険者証の写し(町国保加入者は健康保険被保険者証の写しは必要ありません) ▼平成25年1月2日以降に阿見町へ転入した場合:1月1日現在の住所地での平成25年度所得証明書 ▼児童と別居している場合:子どもの属する世帯全員が記載された住民票の写し(児童と同居している人は、住民票は必要ありません)

総合健診・住民健診 (集団健診)

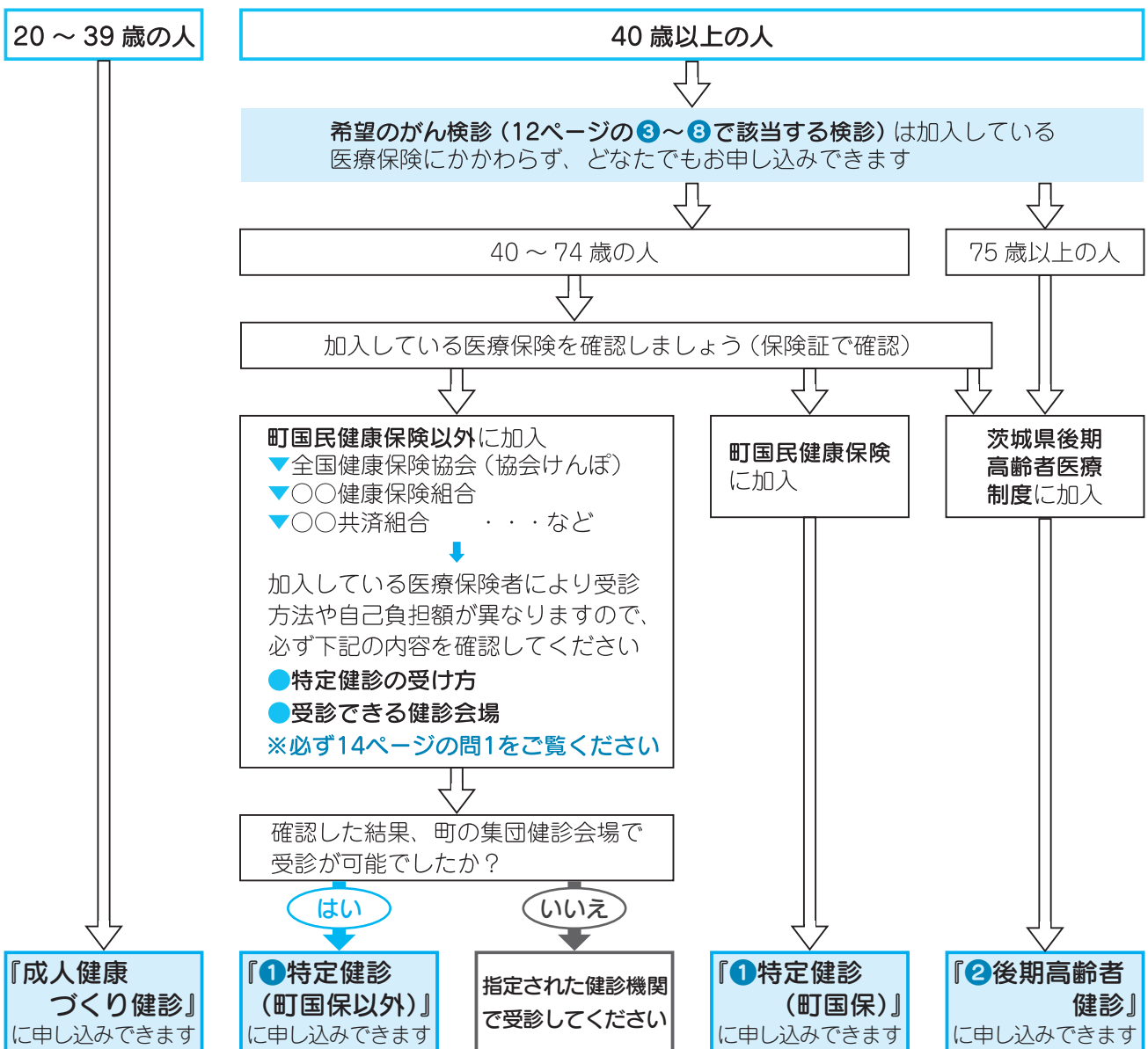
申し込みが始まります



病気の早期発見・早期治療、さらに生活の質を高めるためのライフスタイル改善のきっかけとして、定期的に健康診査を受けることが大切です。年に1回の健康診査を受けて、自分の健康状態を把握することで、健康的な生活習慣を身につけましょう。

まずは受診できる健診を確認しましょう！

年齢によって受診できる健康診査が異なります。また、血液検査や尿検査などの一般的な健康診査は、みなさんが加入している医療保険（国民健康保険・健康保険組合・共済組合など）によって受診方法や検査内容が異なりますので、受診できる健診内容を下表でご確認ください。



町では次の健康診査を行います

今年度医療機関健診や人間ドック・脳ドックを受ける人は、町の集団健診は申し込みできませんのでご注意ください。ただし、医療機関健診やドックで受けられない健診項目は申し込みできますので、お問い合わせください。

すべての健診で事前の申し込みが必要です。

20～39歳の人

●対象年齢は平成26年3月31日までの到達年齢

受診できる健診名	対象年齢	検査内容	自己負担額
成人健康づくり健診	20～39歳	問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査・腎機能検査 ※貧血検査は含まれません。ただし、オプション検査として、健診当日に貧血検査・眼底検査・心電図検査を申し込むことができます	1,000円

申込期間

6月14日(金)まで(必着)

※申し込みされた人には、10月中旬ごろに案内通知と受診券をお送りします

申込方法

下記の①②いずれかとなります。

① 郵送による申し込み(はがきまたは封書に必要事項を記入)

▼住所 ▼氏名 ▼生年月日(年齢) ▼電話番号(必ず連絡がとれるところ) ▼希望の日時(13ページの『B.住民健診』からお選びください)

② 総合保健福祉会館『さわやかセンター』来館による申し込み

※電話やファックスによる申し込みはできません

申込先

〒300-0331 阿見町阿見 4671-1

健康づくり課(総合保健福祉会館『さわやかセンター』内)

※希望日時がある場合は第2希望まで記入してください。記入がない場合、どの日程でも可とみなします

※申し込みされた希望日時が希望者多数の場合、ご希望にそえないこともありますので、ご了承ください(先着順ではありません)

住所	阿見町
氏名	
生年月日(年齢)	昭・平 年 月 日(歳)
電話番号	—
希望の健診	成人健康づくり健診
希望の日時	(①・②に希望日をご記入のうえ、午前か午後に○をつけください) ① 第1希望: 月 日(午前・午後) ② 第2希望: 月 日(午前・午後) ③ いつでも可

▲コピーしてご使用ください

郵送時にはがれてしまうことがありますので、はがきに貼る際には全体にのり付けをしてください。

40 歳以上の人

●対象年齢は平成 26 年 3 月 31 日までの到達年齢（後期高齢者健診は除く）

受診できる健診名	対象年齢	検査内容	自己負担額
① 特定健診 (町国保)	40～74 歳	問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査・腎機能検査・貧血検査・眼底検査・心電図検査	1,300 円
	※65～74 歳で茨城県後期高齢者保険証をお持ちの人は『②後期高齢者健診』にお申し込みください		
特定健診 (町国保以外)	※町の健診会場で受診できない場合があります。必ず 14 ページの問 1 をご覧ください		
② 後期高齢者健診	75 歳の誕生日以降	問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査・腎機能検査 ※高血圧や糖尿病等で受診中の人は、医師にご相談のうえ受診ください ※オプション検査として貧血検査・眼底検査・心電図検査のセット検査を希望される人は自己負担額 1,300 円で追加できます。健診当日にお申し込みください	無 料
③ 胸部レントゲン検診	40 歳以上	胸部レントゲン検査 ※65 歳以上結核検診を含む	300 円
④ 胃がん検診		胃のレントゲン検査（バリウム検査）	1,100 円
⑤ 大腸がん検診		免疫便潜血検査（検便 2 日分）	600 円
⑥ 前立腺(せん)がん検診	50 歳以上	血液検査 ※対象：男性のみ	700 円
⑦ 喀痰(かたん)検査	40 歳以上の該当者	喀痰細胞診 ※対象：胸部レントゲン検査を受ける人のうち、喫煙指数 600 以上の人 (喫煙指数＝喫煙年数×1 日の本数) ※痰を採取する容器は検診当日に配布します。そのため、容器は後日指定された日に提出していただきます	800 円
⑧ 肝炎ウイルス検査		血液検査（B 型・C 型肝炎ウイルス検査） ※対象：これまでに検査を受けたことがない人	800 円

●申込方法（申込締切：6 月 14 日(金) 必着）※電話による受付はできません

①～⑧のすべての健診で事前の申し込みが必要です。5 月下旬に、40 歳以上の人を対象に、世帯ごとに案内通知をお送りしましたので、同封の申込用紙に必要事項を記入し、返信用封筒で返送してください。お申し込みされた人には、後日、受診券等をお送りします。

※平成 20 年度から健診制度が大きく変更され、法令により健診の周知が義務付けられています。そのため、「町の健診案内通知は必要ない」とお申し出のあった人にも通知をお送りしていますので、ご了承ください

検診無料クーポン

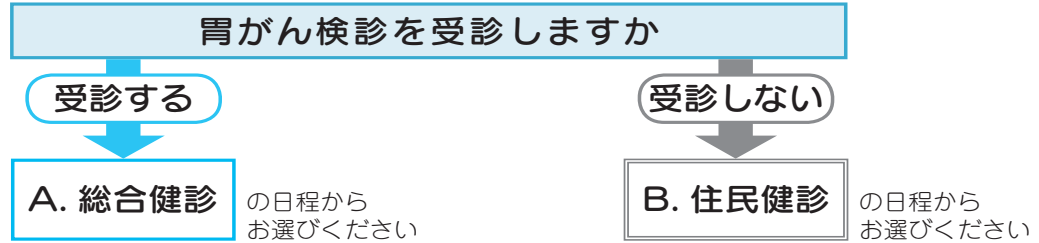
がん検診の受診率向上を推進するため、特定年齢の人へ、乳がん検診・子宮けいがん検診・大腸がん検診において、無料で受診できる『無料クーポン券』および『検診手帳』を 5 月中旬に送付しました。また、肝炎ウイルス検査についても、40 歳以上で過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない特定年齢の人へ、個別勧奨通知を 5 月下旬に送付しました。無料で受診できるこの機会に、ぜひ検診を受診しましょう。

詳細については、送付された無料クーポン券およびお知らせなどをご確認ください。

健診日程の選び方

※総合健診は胃がん検診を受診する人のみとなります。胃がん検診を受けない人は住民健診になります
 ※希望された日時が希望者多数の場合、ご希望に添えないこともあります。また、先着順ではありませんのでご了承ください

※消化器検診（胃がん検診・大腸がん検診・腹部超音波検診）をご希望の人は、『広報あみ 10月号通常版』をご確認のうえお申し込みください



A. 総合健診

※受診券は8月中旬発送予定

（健診項目：特定健診、後期高齢者、胸部レントゲン、胃がん、大腸がん、前立腺がん、喀痰、肝炎ウイルス）

期 日	会 場	受付時間（各日）
9月17日（火）	総合保健福祉会館『さわやかセンター』	①午前 7時 ～ 7時45分 ②午前 8時 ～ 8時45分 ③午前 9時 ～ 9時45分 ④午前10時 ～ 10時45分
9月18日（水）	本郷ふれあいセンター	
9月19日（木）		
10月23日（水）	総合保健福祉会館『さわやかセンター』	
10月24日（木）	かすみ公民館	
10月25日（金）		
11月5日（火）		
11月6日（水）	総合保健福祉会館『さわやかセンター』	
11月10日（日）		
11月11日（月）		

B. 住民健診

※受診券は10月中旬発送予定

（健診項目：成人健康づくり、特定健診、後期高齢者、胸部レントゲン、大腸がん、前立腺がん、喀痰、肝炎ウイルス）

期 日	会 場	受付時間（各日）
11月22日（金）	総合保健福祉会館『さわやかセンター』	①午前9時45分 ～ 11時 ②午後2時 ～ 3時
11月25日（月）		
11月26日（火）	午前：君原公民館	
	午後：総合保健福祉会館『さわやかセンター』	
11月27日（水）	本郷ふれあいセンター	
11月28日（木）		
12月2日（月）	総合保健福祉会館『さわやかセンター』	
12月3日（火）		
12月4日（水）	かすみ公民館	
12月5日（木）		
12月12日（木）	午前：舟島ふれあいセンター	
	午後：総合保健福祉会館『さわやかセンター』	
12月13日（金）	総合保健福祉会館『さわやかセンター』	

健診についてよくあるご質問

問 1 夫の会社の保険（扶養）に入っています。町の集団健診は受けられますか？

答 『③～⑧各種がん検診』は、40歳以上の町民の人であればどなたでもお申し込みいただけます。『①特定健診』は、加入している医療保険（全国健康保険協会・健康保険組合・共済組合等）によって受診方法や自己負担額が異なりますので、次の点を医療保険者へご確認ください。

●特定健診の受け方

●受診できる健診会場

→町の集団健診会場で受診できる場合は、5月下旬に送付された申込用紙の『①特定健診（国保以外）』にお申し込みください。ただし、健診受診の際は医療保険者が発行した『特定健康診査受診券』がないと受診できませんので、健診日当日までに必ず発行してもらってください

問 2 10月2日に75歳になります。私は後期高齢者健診に該当するのでしょうか？

答 75歳の誕生日を迎える前（10月1日まで）に受診の場合は『①特定健診』、10月2日以降に受診の場合は『②後期高齢者健診』を受けていただくことになります。健診を希望する日をご確認のうえお申し込みください。また、日程の都合がつかない場合は、町国保年金課までご連絡ください。

問 3 私は50歳で町の国民健康保険に加入しています。人間ドックまたは脳ドックを受診しても町の『特定健診』は受けられますか？

答 ドックの中には『特定健診』の検査項目がすべて含まれていますので、町の『特定健診』は受けられません。ただし、次の検診はドックに含まれていないので町の集団健診でお申し込みいただけます。

▼人間ドックを受診する人：12ページの『⑥前立腺がん検診』

※霞ヶ浦成人病研究事業団健診センターおよび土浦協同病院農村健康管理センターで人間ドックを受診する場合は『⑥前立腺がん検診』が含まれているため、町の健診は受診できません

▼脳ドックを受診する人：12ページの③～⑧

問 4 胃がん検診は受診しませんが、総合健診の日程で申し込みはできますか？

答 住民の皆さんの待ち時間や健診時間を短縮するために各日定員を設けていますので、必ず住民健診にお申し込みください。早い時期での検診をご希望であれば、15ページ掲載の『医療機関健診』をご利用ください。 ※集団健診とは自己負担額が異なります

問 5 町の集団健診の日程は都合が悪く受けられません。どこかで受診することはできますか？

答 町が指定する健診機関で個別に受診することができます。ご希望の健診によって受診方法や健診機関が異なりますので、下記までお問い合わせください。

健診名	お問い合わせ先	電話番号
特定健診（40～74歳）	国保年金課 国保係	888-1111（131～133）
後期高齢者健診（75歳以上）	国保年金課 後期高齢医療福祉係	888-1111（134・135）
各種検診（検診によって対象年齢が異なります）	健康づくり課 健康推進係	888-2940

※各種検診とは—成人健康づくり健診・胸部レントゲン検診・胃がん検診・大腸がん検診・前立腺がん検診・喀痰検査・肝炎ウイルス検査・腹部超音波検診・骨粗しょう症検診・乳がん検診・子宮けいがん検診—になります。詳細は15ページ（『医療機関健診』）をご覧ください

自己負担額の免除について

次に該当する人は町が実施する健診は無料になりますので、健診時に手帳等の証明できるものをご提示ください。

- ▼身体障害者手帳に記載されている身体上の障害の程度が1級または2級の人
- ▼精神障害者保健福祉手帳で法律施行令第6条第3項に規定する障害等級1級の人
- ▼重度の知的障害とされた人（療育手帳で㊸またはAの人）
- ▼生活保護受給者

『医療機関健診』

をご利用ください

早い時期に各種健診を受診したい、町の集団健診の日程では予定が合わないなど、ご自身の都合に合わせて健診をご希望の方は『医療機関健診』をご利用ください。健康管理のためには年1回の健診を受けて、経年的に健康状態をみていくことが大切です。なお、**集団健診とは自己負担額が異なります**ので、ご注意ください。

■ 受診できる健診項目

● 対象年齢は平成26年3月31日までの到達年齢

健診名	対象年齢	検査内容等	自己負担額
成人健康づくり健診	20～39歳	問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査・腎機能検査	1,500円
胸部レントゲン検査	40歳以上	胸部レントゲン検査 ※65歳以上結核検診を含む	500円
喀痰(かたん)検査	40歳以上の該当者	喀痰細胞診 ※対象:胸部レントゲン検査を受ける人のうち、喫煙指数600以上の人 (喫煙指数=喫煙年数×1日の本数)	1,100円
胃がん検診	40歳以上	胃レントゲン検査(バリウム検査)	3,100円
大腸がん検診		免疫便潜血検査(検便)	300円
前立腺(せん)がん検診	50歳以上	血液検査 ※対象:男性のみ	1,100円
肝炎ウイルス検査(B型・C型)	40歳以上の該当者	血液検査 ※対象:これまでに検査を受けたことがない人	1,100円
腹部超音波検診	40歳以上	肝臓・胆のう・すい臓・じん臓・ひ臓の検査	2,400円
骨粗しょう症検診	25～65歳	超音波でかかとの骨密度を測定(男女ともに可)	900円

※特定健診・後期高齢者健診の医療機関健診については国保年金課へお問い合わせください

※乳がん検診・子宮けいがん検診も医療機関健診を実施しています。詳細は健康づくり課へお問い合わせください

※腹部超音波検診の集団健診については、『広報あみ10月号通常版』の消化器検診の項目をご覧ください

■ 申込方法

下記のいずれかの方法でお申し込みください。

- 健康づくり課(総合保健福祉会館内)に直接来館して申し込み:窓口で受診券を発行いたします。
- 郵送による申し込み:健康づくり課のホームページから医療機関健診受診券交付申請書をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、返信用封筒(宛名に申請者の氏名・住所を記入し、80円切手を貼付)を同封して下記まで送付してください。後日、受診券を郵送します。

※町の集団健診・人間ドック・脳ドックを受診する人は申し込みできません。ただし、町の集団健診やドックに含まれない検査項目については受診することができますので、お問い合わせください。

■ 申込先

〒300-0331 阿見町阿見 4671-1 総合保健福祉会館『さわやかセンター』内 健康づくり課

■ 受診できる医療機関

霞ヶ浦成人病研究事業団健診センター(東京医科大学茨城医療センター敷地内)

■ 受付・健診期間

平成26年2月28日まで

■ 受診可能な期間

受診券発行日から3か月間 ※最終受診日は平成26年2月28日となります



■今回の選挙で投票できる人

- 次のすべての条件を満たしていることが必要です。
- ▲阿見町の選挙人名簿に登録されている人
- ▲阿見町に住所を有する年齢満20歳以上の日本国民
- ▲登録の基準日まで引き続き3か月以上阿見町に住み、住民基本台帳に登録されている人

■投票の方法

- 今回の選挙は、「選挙区選出議員選挙」と「比例代表選出議員選挙」の2種類です。したがって、選挙人1人がそれぞれの選挙で1票ずつ投票することになります。
- ▲選挙区選出議員の投票用紙には、候補者氏名を書いて投票してください
- ▲比例代表選出議員の投票用紙には、候補者氏名または政党名を書いて投票してください

参

議院議員通常選挙が7月に実施される予定です。今回の選挙は、国政を任せる人を選ぶ重要な選挙です。皆さんの大切な一票、棄権しないでそろって投票しましょう。※投・開票状況はホームページで速報します

●公示日・投票日：未定(5月1日現在) ●投票時間：午前7時～午後8時 ●投票場所：町内17投票所(入場券に記載・ホームページにも掲載中)

■期日前投票

投票日当日に、仕事やレジャーなどで投票ができない人は、期日前投票をすることができます。期間 公示日の翌日から投票日の前日まで

※公示日当日は、投票ができません。

ご注意ください

時間 午前8時30分～午後8時
場所 役場1階ロビー

持参するもの 投票所入場券(入場券がなくても、本人の確認ができれば投票できます)

●他市町村で不在者投票

阿見町の選挙管理委員会に投票用紙等を請求すれば、投票日の前日までに、他市町村の選挙管理委員会が指定する場所で不在者投票を行うことができます。

※この場合、投票用紙の請求等には郵送の時間がかかりますので、お早めに請求・投票してください

●郵便による不在者投票

郵便による不在者投票は、身体に重度の障害等がある人のために設けられている制度です。この投票は事前に『郵便投票証明書』の申請が必要です。

また、投票日の4日前までに投票用紙等の交付を請求しなければならぬなど期日の制限もあります。

希望する人は、お早めに町選挙管理委員会までお問い合わせください。

■代理投票・点字投票

身体障害や字を知らないなどの理由で、投票用紙に自書できない人は、投票所の係員が代筆します。代筆を希望する人は、当日係員に申し出てください。

また、目の不自由な人は、点字で投票することができます。点字器は投票所に備え付けてありますので、当日係員に申し出てください。

■参議院議員通常選挙「投票立会人」募集

町では、7月に予定されている参議院議員通常選挙の『投票立会人』(投票所において選挙の投票が公正に行われているか立ち会う人)を左記のとおり募集します。

■募集内容

区分	期日前投票立会人	投票立会人
期間	公示日の翌日から投票日の前日までのうち希望する日	投票日
時間	午前8時30分～午後8時	午前7時～午後8時
報酬(日額)	9,500円	10,700円
場所	役場1階ロビー	ご自分が投票される投票所
募集人数	32人(各日2人)	34人(各投票所2人)
対象	町の選挙人名簿に登録されている人	
申込方法	6月14日(金)までに、直接申し込む(定員を超えた場合は抽選) ※土・日を除く	

平成 24 年度の運用状況を報告します！

情報公開制度

個人情報保護制度

問い合わせ 総務課文書法制係 ☎888-1111 (214)



情報公開制度

この制度は、開かれた町政の推進と町民の皆さんの町政参加の促進を目的に、町が管理している文書の公開を求め、権利をすべての人に保障するものです。

▼請求ができる人：どなたでも請求できます

▼請求の方法：請求は、情報公開コーナー（役場2階総務課）で受け付けています。皆さんの相談に応じ、請求される情報を特定した後、請求書に必要な事項を記載していただきます。なお、窓口に来ることができないときは、郵送でも受け付けています。請求書は、町ホームページ（下記参照）から取得することができます

▼公開請求に対する決定：請求書を受理した日の翌日から14日以内（30日を限度として延長する場合があります）に決定し、書面でお知らせします

▼公開方法：お知らせした日時、情報公開コーナーで閲覧・視聴・写しの交付を行い、その内容について担当者をご説明します

▼平成24年度の運用状況：昨年度は、20件の公開請求がありました（左表参照）

公開請求の決定状況	件数
公開	3
一部公開	10
非公開	3
不存	2
情報提供	2
合計	20

▼公開請求の内容：実施機関別の請求内容は、左表のとおりです

実施機関	件数	主な内容
町	総務部	6 住居表示台帳図、退職手当支給関係書類、職員分限懲戒処分等審査委員会会議録など
	町民部	2 地番図データファイルなど
長	生活産業部	4 土地の適正管理関係書類、墓地の区域変更許可関係書類
	都市整備部	1 荒川本郷地区町づくり勉強会関係書類
町議会	1 議会の議事録	
町教育委員会	5 教科用図書選定関係書類、心電図検査の結果	
消防長	1 火災調査報告書	

個人情報保護制度

この制度は、個人の権利利益の保護を図るとともに、皆さんが、町が保有している自分の個人情報を見たり、その個人情報に事実の誤りがある場合に訂正などを請求したりすることができる仕組みです。

▼請求ができる人：自分に関する個人情報についての請求であれば、どなたでも請求することができます

▼請求の方法：請求内容に応じて、所定の請求書を情報公開コーナーに提出してください。その際、本人またはその法定代理人であることの確認をします。運転免許証などの身分証明書を提示または提出してください

▼開示請求に対する決定：請求書を受理した日の翌日から14日以内（30日を限度として延長する場合があります）に決定し、書面でお知らせします

▼開示方法：お知らせした日時、情報公開コーナーで個人情報の閲覧・視聴・写しの交付を行い、その内容について担当者をご説明します

す。その際も、請求者が本人または法定代理人であることを確認します。運転免許証などの身分証明書を提示または提出してください

▼訂正請求・利用停止の申出：請求者は、開示を受けた自分の個人情報に誤りがあるときは、町にその訂正を求め、訂正を受けることができます。また、町の保有する自分の個人情報に条例に違反して収集されたり、利用されたり、保有されたりしていると判断したときには、利用停止を申し出ることができます

▼平成24年度の運用状況：昨年度は、開示請求はありませんでした。そのほか、訂正請求・利用停止の申し出もありませんでした

請求書のダウンロードは
下記から

<http://www.town.ami.ibaraki.jp/gyosei/application-down.htm>

紹介します！ 平成 25 年度の

統計調査員さん



阿見台
山岸 義紘



中郷西
村山 芳夫

阿見中 地区

23 行政区



平成 25 年度実施予定の主な調査

- ▼家計調査(4月～平成26年3月)
- ▼労働力調査(5月～9月)
- ▼国民生活基礎調査(6月)
- ▼住宅・土地統計調査(10月)
- ▼工業統計調査(12月)

行政区・氏名(敬称略)



中央西
清水 良祐



中央東
大谷 隆義



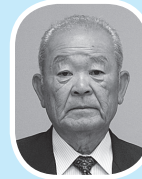
西方
戸村 久雄



宿
湯原 昇



北
湯原 節雄



西郷
新村 俊介



一区南
小平 義一



三区下
八月朔日 英雄



三区上
笠原 稔



鈴木
篠山 義夫



中央北
糸賀 忠



中央南
高橋 新一



中吉原
宮本 喜一



上吉原
中島 日出夫



大砂
山田 昭一



富士団地
小松 俊夫



上郷
飯田 尚史



一区北
金子 カヲル



二区北
佐藤 勝彦



住吉
石井 洋二

朝日中 地区

15 行政区



福田
野澤 恒雄



新山
高島 和廣



下吉原
青山 茂夫



シンワ
鈴木 進



本郷
鈴木 忠



下本郷
下村 茂



上本郷
大石 順久



一区
岩井 一由



二区南
大曾根 清治

●各種統計調査のご協力をお願いします



上長
大高 智



下小池
下村 文男



上小池
大澤 清



寺子
加藤 誠



実毅
菅谷 庄二



中根
滝本 晴美



青宿
小倉 修



立ノ越
湯原 清



中郷東
小松崎 俊雄



岡崎
野口 正義

竹来中
地区
28 行政区



筑見
北川 浩司



曙東
尾崎 勝男



白鷺団地
石井 一夫



大室
吉田 栄一



霞台
湯原 俊夫



廻戸
前島 静雄



新町
吉田 俊一



塙
栗山 昭能



石川
糸賀 秀一



大形
渡邊 雄二



君島
浅野 敬司



レイクサイドタウン
今井 豊人



曙南
糸賀 士



下島津
諏訪原 榮



上島津
北澤 唯一



飯倉二区
松本 昭治



飯倉
小泉 正二



上条
細田 繁



追原
小松澤 唯一



南平台三丁目
中元 康利



南平台二丁目
小林 幹郎



南平台一丁目
黒田 忠宏



竹来
吉田 一男



掛馬
長沼 正男



南島津
白田 計律

道の駅

基本構想を策定しました

企画財政課企画係 ☎888-1111 (221・222)

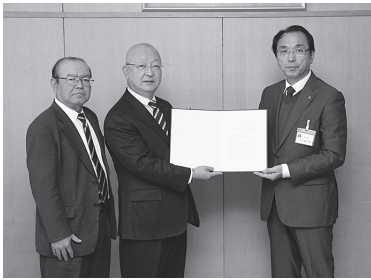
これまでの経過

町では、町内工業団地への企業立地、アウトレットの開業による来庁者の増大といった町の発展を好機と捉え、農業・商業・観光など産業の振興を図るため、道の駅の整備を推進しています。

昨年度は、道の駅整備推進会議を組織し、道の駅基本構想を策定しました。また、そこで挙げられたさまざまな課題が提言書としてまとめられ、提出されました。

● 検討の経過

- ▼平成22年度：役場内で検討を開始。基礎調査を実施
- ▼平成23年度：準備検討委員会を6回開催。実務者のアイデアや意見を聴取
- ▼平成24年度：整備推進会議を4回開催。基本構想を策定



▲提言書を提出する石引委員長と柴原副委員長

基本構想の概要

道の駅の制度と現状

道の駅は、休憩機能・情報発信機能・地域連携機能をあわせ持つ施設で、全国では1005か所登録されています。その多くは地域振興施設として地場産品を提供する直売所や飲食店が併設されています。要件を満たした施設を市町村等が設置し、国土交通省に申請することで、「道の駅」として登録されます。

■ 目的と意義

地域資源の活用、来庁者の周遊、町の魅力発信を推し進め、町内の産業振興を図るため、その手段の一つとなる道の駅の考え方をまとめました。

■ 導入機能の考え方

道の駅への導入が想定される施設として左記があげられます。最初から「あれもこれも」備えるのではなく、「ニーズに応じて拡大していくこと」を視野に入れています。

- ▽ 駐車場・トイレ等の休憩機能
- ▽ 観光PR機能
- ▽ 地場産の農作物・特産品・飲食物の提供機能
- ▽ その他の地域振興機能

■ 立地場所の考え方

交通量の多い道路沿いであること、一定規模の用地が見込めることなどから、阿見東インターチェンジから霞ヶ浦湖岸へつながる路線、または国道125号線・国道125号線バイパスの沿線から候補地を検討しています。今後、事業性・実現性などの観点から、立地場所を選定することとなります。



■ 運営体制の考え方

まず、町内をあげての協力協調体制の構築に努めます。また、経営上の観点から総合的にプロデュースできる人材の登用も検討します。

※基本構想および提言書はホームページで公開しています

Q&A

Q：いつ建設されますか。

A：時期は確定していません。今後、基本計画策定・事業者の選定・設計・用地の確保・建設などの過程を踏んで進めていきます。

Q：事業費はどのくらいかかるのですか。

A：施設の規模や立地場所により大きく異なり、一概には言えません。他の市町村の例をみると、数億円〜十数億円程度の規模で整備されていることが多いようです。

Q：町が経営するのですか。

A：道の駅の運営には民間の経営ノウハウが不可欠です。町がどこまで関わり、どこまで費用を負担すべきか、目的と照らし合わせて検討しているところです。

Q：意見を伝えたいのですが。

A：ご意見やアイデアは企画財政課までお寄せください。

● ホームページ

http://www.town.ami.ibaraki.jp/kakuka/somubu/kikakuzaiseika/michinoekit.htm

空き家等の適正管理に関する 条例を制定しました

施行日：平成 25 年 7 月 1 日

交通防災課交通防犯係 ☎888-1111 (276・277)

町では、空き家等が管理不全な状態となることの防止、またはその解消を促すことで町民の生活環境の保全および安全の確保に寄与することを目的として『阿見町空き家等の適正管理に関する条例』を制定しました。

空き家を所有されている人には、適切な管理をお願いするとともに、町民の皆さまにおきましても、管理不全な空き家に関する情報提供等のご協力をお願いします。



■主な項目

●空き家等 第2条(1)

町内に所在する建物その他の工作物およびその敷地で、常時無人または長期間使用していない状態にあるもの

●管理不全な状態 第2条(2)

- ①建物その他の工作物の老朽化が著しく、倒壊のおそれがある状態
- ②台風等の自然現象により建物その他の工作物の一部または全部が飛散するおそれがある状態
- ③廃棄物等の不法投棄場所となる状態
- ④害虫または悪臭の発生源となる状態
- ⑤犬、猫その他の野生動物のすみかとなる状態
- ⑥火災の予防上危険な場所となる状態
- ⑦犯罪および青少年の非行の防止上好ましくない場所となる状態
- ⑧草木等が繁茂し、良好な景観および生活環境を著しく損なう状態
- ⑨その他町長が特に管理が適切でないと認める状態

●空き家等の所有者等の責務 第3条

- 近隣住民の生活環境の保全および安全の確保に支障を及ぼさないよう努めること
- 当該空き家等が管理不全な状態にならないよう適切に管理すること

●町民の責務 第4条

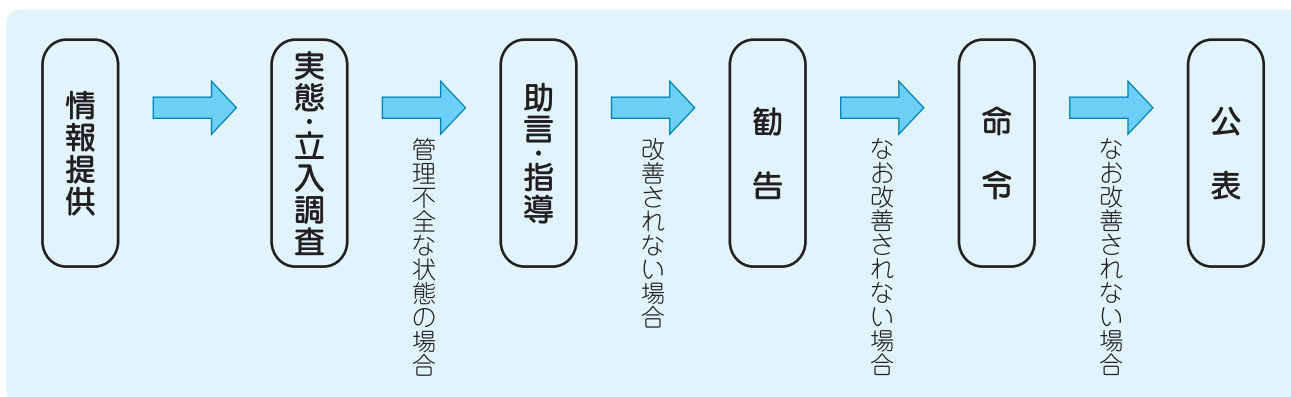
管理不全な状態である空き家等があると思われるときは、速やかに町にその情報を提供すること

●町の責務 第5条から第10条

情報提供のあった対象物件の調査を実施します。調査の結果、管理不全な状態の空き家であると判断した場合、条例に基づき指導・勧告の措置を実施します。

指導・勧告措置を実施した後も改善がみられない場合は改善の命令を実施し、それでも改善しない悪質な物件については、町掲示板等で所有者等の情報を公表することとなります。

■町の責務（流れ）



町・県民税（住民税）の 公的年金からの 特別徴収（引き落とし）制度

65歳以上
の人



税務課町民税係 ☎888-1111 (151・152・156)

住 民税の公的年金からの特別徴収制度とは、65

歳以上の住民税の納税義務のある公的年金等にかかる所得を有する人を対象に、今まで納付書または口座振替で納付していた公的年金から引き落としする制度です。

この制度の導入による税負担の変化はありません。お支払い方法が変わるだけです。

対象となる人

公的年金の受給者で、（▼65歳以上（4月1日現在）▼老齢基礎年金等の支払いを受けている▼公的年金にかかる住民税の納税義務がある）のすべてを満たす人。

対象とならない人

- ▼1月1日以降、転出・死亡等の理由で町に引き続き住所を有していない人
- ▼老齢基礎年金等の年額が18万円未満の人
- ▼介護保険料が年金から引き落としされていない人
- ▼住民税の特別徴収税額が老齢基礎年金等の年額を超えない人

る人

※ご自身が対象になっているかどうかは、6月中旬ごろに町からお送りする税額決定・納税通知書でご確認ください。

なお、65歳未満で公的年金を受給している給与所得者については、原則として「公的年金等所得」と「給与所得」にかかる住民税を合算して、給与から引き落としする制度となっています。

徴収される税額

公的年金の所得分にかかる税額のみ引き落としします。公的年金以外の所得（給与・事業・不動産など）にかかる税額は年金から徴収せず、現行と同様に普通徴収（納付書または口座振替）または給与からの特別徴収（給与引き落とし）で納めていただくこととなります。

対象となる年金

老齢等年金給付（▼老齢基礎年金▼老齢厚生年金▼退職共済年金―など）。

※遺族年金や障害年金は特別

徴収の対象になりません

徴収方法および税額

年間の支給月（6回）を大きく2つに分けます。

① 上半期の年金支給月（4・6・8月）…前年度の下半期の税額を3分の1ずつ3回徴収します（**仮徴収**）

② 下半期の年金支給月（10・12・2月）…その年度の年税額から上半期に徴収した額を差し引いた残りの額を、3分の1ずつ3回徴収します（**本徴収**）

※税額は6月に確定するため、仮徴収の税額は前年度の最後（2月）の税額に応じて仮に定めて徴収されます

年金からの特別徴収が開始される最初の年度の徴収方法

期別	上半期		下半期		
	普通徴収 (納付書または口座振替)		特別徴収 (年金からの引き落とし)		
徴収方法	第1期(6月)	第2期(8月)	10月	12月	2月
徴収税額	年税額の $\frac{1}{4}$	年税額の $\frac{1}{4}$	年税額の $\frac{1}{6}$	年税額の $\frac{1}{6}$	年税額の $\frac{1}{6}$

次年度以降

期別	上半期（仮徴収）			下半期（本徴収）		
	特別徴収 (年金からの引き落とし)					
徴収方法	4月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収税額	前年度2月と同額	前年度2月と同額	前年度2月と同額	年税額から仮徴収額を差し引いた額の $\frac{1}{3}$	年税額から仮徴収額を差し引いた額の $\frac{1}{3}$	年税額から仮徴収額を差し引いた額の $\frac{1}{3}$

公的年金等を受給されている人の 町・県民税（住民税）申告

確定申告が不要でも住民税の申告が必要となる場合があります。

税務課町民税係 ☎888-1111 (151・152・156)

平成24年分所得税の確定申告書を提出した人は、平成25年度の住民税の申告書を提出したものとみなされますから、住民税の申告書の提出の必要はありません。

なお、所得税における「年金所得者にかかる確定申告不要制度」に該当し、確定申告が必要ない場合であっても、次に当てはまるときには、住民税の申告書の提出が必要となります。

① 公的年金等にかかる雑所得のみがある人で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除（社会保険料控除・配偶者控除・扶養控除・基礎控除）以外の各種控除の適用を受けるとき

※住民税申告書を提出しないと、源泉徴収票に記載されていない社会保険料・生命保険料・地震保険料・医療費などの住民税の控除の適用を受けることができません

② 公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額があるとき

※公的年金等にかかる雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で所得税の確定申告が必要ない場合

合であっても、住民税の申告が必要です

■ 公的年金等にかかる雑所得以外の所得で主なもの所得金額の計算方法は、次のとおりです

【給与所得】

給与・賞与、パート収入など（給与等の収入金額－給与所得控除）

なお、給与等の収入金額が85万円を超える場合には、所得金額は20万円を超えることとなります。

【雑所得（公的年金等以外）】

個人年金、原稿料など（総収入額－必要経費）

【配当所得（上場株式等に係る配当所得の申告不要制度を選択した場合は除く）】

株式や出資の配当金など（収入金額－株式などの元本取得に要した負債の利息）

【一時所得】

生命保険の満期返戻金など（総収入金額－収入を得るために直接要した金額－特別控除額（最高50万円）×1/2）

●年金所得者にかかる確定申告不要制度（平成23年分から）

公的年金等の収入金額の合計が400万円以下（複数から受給されている場合はその合計額）で、かつ、公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をす

る必要がなくなりました。ただし、上場株式等にかかる譲渡損失の繰越控除など、確定申告書の提出が必要要件となっている場合がありますのでご注意ください。また、確定申告の必要がない場合であっても、所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

平成25年度の住民税から適用される主な改正事項

生命保険料控除の改正

平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る保険料【新契約】と平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料【旧契約】では、生命保険料控除の取り扱いが異なりました。

全体の適用限度額 7 万円

【新契約】

一般生命保険料控除
適用限度：2.8万円
(遺族保障等)

介護医療保険料控除
適用限度：2.8万円
(介護保障・医療保障)

個人年金保険料控除
適用限度：2.8万円
(老後保障)

+

新契約と旧契約の両方について控除の適用を受ける場合は、適用限度 2.8万円

+

新契約と旧契約の両方について控除の適用を受ける場合は、適用限度 2.8万円

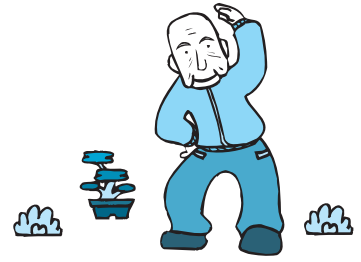
【旧契約】

一般生命保険料控除
適用限度：3.5万円
(遺族保障・介護保障・医療保障等)

個人年金保険料控除
適用限度：3.5万円
(老後保障)

住み慣れたまちで安心して暮らすために

お年寄りの 毎日を支えます



町で利用できる 65 歳以上の高齢者の関連サービスを紹介します

社会福祉課

●ひとり暮らし高齢者愛の定期便事業

ひとり暮らしの高齢者で安否確認の必要性のある人に、乳製品を配達し、孤独感軽減と同時に安否の確認を行います。

●福祉電話貸与事業

電話の設置が困難なひとり暮らしの高齢者に電話を無償貸与し、利用料金の一部を助成します。

●シルバーカー補助事業

歩行に支障がある高齢者で、同一世帯の生計中心者の前年の所得税額が14万円以下の人に、シルバーカー購入費用を補助します。

▼補助限度額 50,000円

●緊急通報システム整備事業

病弱などの理由により緊急時に機敏に行動することが困難なひとり暮らしの高齢者の住居に、ペンダント型無線発信機・緊急通信装置・火災センサーを設置し、急病・災害などの緊急時に迅速・適切な対応を図り、不

安の解消と生活の安全を確保します。なお、電話回線がNTTでないと使用できません。

▼個人負担があります

●家族介護用品支給事業

介護保険で要介護3以上（常時尿失禁にある要介護1および2の住民税非課税世帯の人を含む）と認定された在宅の高齢者などに、紙おむつ・尿取りパッドを希望により支給します。

▼個人負担があります

●日常生活用具給付事業

寝たきりやひとり暮らしの高齢者に、電磁調理器・火災警報器を給付します。

▼個人負担があります

●生活管理指導員派遣事業

介護保険で自立と認定された高齢者などで日常生活を営むのに支障のある人に対して、日常生活の支援・援助のため、生活管理指導員を派遣します。

▼個人負担があります

●在宅介護慰労金支給事業

基準日（12月31日）以前に

1年間継続して介護保険で要介護3以上と認定された65歳以上の高齢者を、同期間内で所定期間介護保険サービスを利用せず、在宅で介護している家族に慰労金を支給します。

●徘徊はいかい高齢者家族支援サービス事業

徘徊のみられる高齢者を介護している家族に、無線発信機を貸与し、徘徊・そのほかの緊急時に迅速・適切な対応をします。

▼費用負担 2 利用料・情報料・現場急行料は町が負担します

●外出支援サービス事業

高齢者などで一般の公共交通機関の利用が困難な人を対象に、特定の医療機関などへの通院・通所に必要な費用の一部を助成します（福祉タクシー利用券・自動車税などの減免を受けている人は対象外となります）。

●生活管理指導短期宿泊事業

介護保険で自立と認定されたひとり暮らしの高齢者などで、日常生活に支障のある人

●生活管理指導短期宿泊事業

介護保険で自立と認定されたひとり暮らしの高齢者などで、日常生活に支障の

ある人

▼介護保険利用限度超過者で、家族の介護を受けられなくなり緊急に入所が必要な人―を対象に、短期宿泊（原則7日以内）による指導・支援を行います。

▼同一世帯の住民税課税状況・要介護状態などにより個人負担額が異なります

●高齢者住宅リフォーム助成事業

介護保険で要支援・要介護と認定され、前年の所得税が非課税の世帯に属する寝たきりの高齢者などが、日常生活で直接利用する住宅の改造経費の一部を助成します。

●成年後見制度利用支援事業

認知症高齢者・知的障害者・精神障害者（本人に配偶者・2親等以内の親族がいない人）など、判断力の十分でない人が各種手続きや契約を行うときに不利にならないようするため、成年後見制度を利用する際の申立費用などを助成します。

▼助成額 2 所得などにより異なります

※次ページに続く

※知的・精神障害者は障害福祉課地域生活支援係(総合保健福祉会館内)で受け付けします

健康づくり課

●つるかめ教室

理学療法士や保健師、運動普及推進員が介護予防のための簡単な体操の指導・健康相談を行っています。

▼対象 10人以上の高齢者団体

▼実施回数 11月1回

▼実施場所 11地区公会堂など

●健康相談

健康づくりに関して、保健師・栄養士・理学療法士が家庭訪問や電話または窓口などで相談に応じます。

町社会福祉協議会

●給食サービス事業

65歳以上の虚弱なひとり暮らしの高齢者などに、調理ボランティアによるお弁当(昼食)を配達・訪問ボランティアにより自宅へ届けます。

▼利用期日 11月毎月第2・4水曜日(祝日、7・8月の夏季を除く)

●生活援助型食事サービス

配偶者以外の同居の家族がいない65歳以上の高齢虚弱または心身の障害により自ら調理することが困難な人が、申請により認定された場合、夕食を配達し自立生活を支援します。

▼利用期日 11月毎週月曜日(金曜日(祝日・年末年始を除く))

▼利用料(個人負担分) 1食あたり(普通食400円・特別食548円)

●心配ごと相談

生計・家族・財産などに関する悩みごとの相談を受け、日常生活の不安解消を図ります。

※詳細は36ページ(定例相談)参照

●ふれあい電話

申請された65歳以上のひとり暮らしに宅に電話をかけ、安否確認・情報提供などを行うほか、日常のお話し相手をするふれあい型の電話サービスです。

▼実施期日 11月火・木曜日午後1時30分～4時(祝日・年末年始を除く)

●在宅福祉(有償)サービス

おおむね65歳以上の日常生活に支障のある世帯に、有料の在宅福祉サービスを提供します。

▼登録会員方式 11月利用会員協力会員

▼サービス内容 11月食事の支度・洗濯・掃除・買い物、通院など外出時の付き添い、軽易な身の回りの世話など

▼利用日時 11月午前7時～午後7時(年末年始を除く)

▼利用料 11月1時間600円

●ミニデイサービス(生きがい活動支援通所事業)

介護保険認定に該当しない65歳以上の高齢者に、趣味活動や簡単な体操、日常動作訓練などのサービスを提供します。

▼サービス 11月1人あたり週1回

▼利用料 11月1日281円

●高齢者に関する総合相談

介護や福祉・高齢者虐待等の高齢者に対する福祉の総合的な相談・支援を行います。また、介護予防ケアプランの作成や二次予防など

に対する地域支援事業のケアマネジメントを行います。

●車いす貸出事業

町内在住の人に、一時的(1か月を限度)に車いすを貸し出します。

●低床カー貸出事業

車いすごと乗れる軽車両を2日間限度で貸し出します。

▼負担 11月1kmあたり10円のカンリン代がかかります

●日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)

認知症の高齢者や知的・精神的に障害のある人など、判断能力が不十分で、かつ親族などの援助が得られない人に対し、福祉サービスの利用手続きの援助や日常生活の金銭管理、書類の預かりサービスなどを行います。

▼利用料 11月福祉サービスの利用手続きの援助・日常生活の金銭管理サービス(生活支援員派遣による援助) 11月1時間あたり900円

▼書類等預かりサービス

(保管料) 11月1か月あたり500円 ※生活保護受給者は免除になります

●地域ケアシステム

介護を必要とする在宅の高齢者・障害者などに対しケアチームを結成して地域で見守り、要介護者を地域で互いに支え合うコミュニティづくりを推進します。

●家族介護支援事業

在宅で介護している人や近くで支援している人、および介護に興味をお持ちの人などを対象に、介護する人同士の交流や情報交換の機会を提供し、介護・福祉に役立つ知識や技術の教室を開催します。

各サービスの問い合わせ

▼社会福祉課高齢福祉係 ☎888-1111(161) ▼健康づくり課(総合保健福祉会館内) ☎888-2940 ▼町社会福祉協議会 ☎887-0084 ▼地域ケアセンター ☎887-9234 ▼地域包括支援センター ☎887-8124

阿見町男女共同参画宣言都市記念式典（11月10日開催）関連事業 『作文・標語・ポスター』コンクール 作品および推進歌を募集します

町民活動推進課 ☎888-1111 (271-272)

男女共同参画社会の実現に向けて、町民の意識と気運を高めるため、平成25年度は「阿見町男女共同参画都市宣言事業」を実施します。その一環として、町民の男女共同参画社会への理解と関心を深めていただくため、推進に関する作文および標語・ポスターの募集を行います。

	作文	標語	ポスター
テーマ	家庭・学校・地域の中で男女共同の意見や考え方が述べられているもの	家庭・学校・地域の中で男女共同参画社会の啓発推進にいかせるもの	家庭・学校・地域の中で男女共同参画社会の啓発推進にいかせるもの
資格	①小学生の部：5～6年生 ②中学生の部：1～3年生	①小学生の部：5～6年生 ②中学生の部：1～3年生 ③高校・一般の部：町内在住または在学・在勤	①小学生の部：5～6年生 ②中学生の部：1～3年生 ③高校生の部：町内在住または在学
規格	①小学生の部：800字以内 ②中学生の部：1200字以内	各部門とも規定の応募用紙に一人1点とする	各部門とも、四つ切りの画用紙を使用。絵具は自由。ポスターの中に男女共同参画に関する文字を入れる（例：男女共に…）
表彰	阿見町男女共同参画宣言都市記念式典（11月10日開催）において展示・表彰します		
副賞	各部門とも、▼最優秀賞1点▼優秀賞2点▼佳作3点に副賞として図書カードを贈ります また、応募者全員に参加賞があります		
応募期間	各部門とも、9月6日（金） ※郵送の場合は消印有効		
応募方法	原稿用紙1行目にタイトルと2行目に学校名・学年・氏名を明記し、各学校で取りまとめのうえ、町民活動推進課にご連絡ください	規定の応募用紙に記入のうえ、町民活動推進課に郵送または直接申し込む。小中学生は、各学校で取りまとめのうえ、町民活動推進課にご連絡ください	規定の応募用紙に記入のうえ、ポスターの裏面に貼付し、町民活動推進課に郵送または直接申し込む。小中学生は、各学校で取りまとめのうえ、町民活動推進課にご連絡ください
注意事項	▼各部門とも、未発表で自作のものに限ります ▼応募作品の著作権は、阿見町に帰属します ▼入賞作品は、後日町施設などで公開したり町が推進する啓発事業に使用したりする予定です		

♪阿見町男女共同参画の推進歌を募集します♪

- ▼テーマ 男女共同参画推進のための歌詞で、子どもからお年寄りに親しまれるメロディ
- ▼表彰 阿見町男女共同参画宣言都市記念式典（11月10日開催）において展示・表彰します
※発表は式典会場および町のホームページなどで行い、入賞者には通知します
- ▼副賞 作詞・作曲とも、副賞として賞金50,000円を贈ります
- ▼応募期間 9月6日（金） ※郵送の場合は消印有効
- ▼応募方法 応募用紙（役場町民活動推進課・各公民館・うずら出張所に備え付け）に記入のうえ、町民活動推進課に郵送または直接申し込む ※応募用紙は町ホームページからもダウンロード可
- ▼注意事項 ▼作品は未発表で自作のものに限ります
▼応募作品の著作権は、阿見町に帰属します
▼入賞作品は、町が進める男女共同参画社会づくりの啓発事業に使用することがあります

申込・問合せ

〒300-0392 阿見町中央一丁目1番1号
阿見町役場町民活動推進課 ☎888-1111 (271-272)

阿見町の地域貢献・ 社会貢献活動団体

町民活動推進課 ☎888-1111 (272) / 町民活動センター ☎888-2051

町民活動センターでは、町内で社会貢献・地域貢献の活動をしている団体情報を募集していますので、お気軽にご相談ください。

「阿見緑の会」

阿見緑の会は、町ボランティア連絡会に所属し、生ごみを堆肥化し土に戻すことを実践して循環型環境作りを目指し、平成7年から地域で活動するボランティア団体です。

私たちは、EM ポカシ (EM1 号と糖みつと米ぬかを混ぜて発酵させたもの) を利用した畑を通して仲間を作り、安全で健康な生活を営み、関連団体との学習会・交流会を通して EM (有効微生物群) の知識・情報の交換を行っています。

また、生ゴミ堆肥化に必要な EM 資材のポカシ作り・乾燥および各販売所への配達・集金もしています。そのほか、町内小中学校のプール清掃に有効な EM 活性液を利用した環境学習の協力をしています。

会員を随時募集しています。EM に興味のある人、実践したい人はぜひご連絡ください。

販売場所 役場北口玄関、うずら出張所、中央公民館、かすみ公民館、
雨貝商店の5か所

活動場所 中央公民館、緑の会作業場 (代表宅)

問合せ 「阿見緑の会」代表石川 ☎887-5517



▲ EM ポカシ作りの様子



▲ EM 活性液をプールに投入している様子

「阿見・日中交流会」

私たちは、中国と何かの関係がある人、中国の歴史や文化に興味と関心を持っている人たちの集まりです。これからも中国の人たちと交流の機会を持ち、より中国への理解を深めたいと思っています。

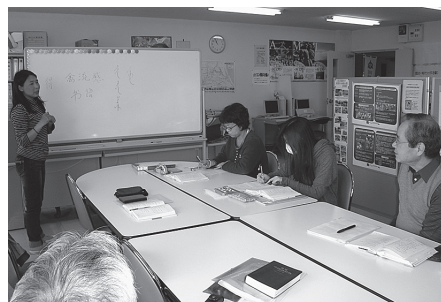
交流には、その国の人との対話が欠かせません。そのため、中国人の講師をお願いして定期的に中国語会話の勉強会を行っています。その中で両国の文化や風習・日常について談話し、ときには政治情勢についても意見を交換しながら相互の理解を深めています。

中国語をこれから学ぼうと思っている人にも、「勉強の場」としてとても良い機会となりますので、活動に関心をお持ちの人は、ぜひお問い合わせください。

活動日時 月2回 (日曜日) 午前10時～正午

活動場所 町民活動センター

問合せ 「阿見・日中交流会」代表坂手 ☎090-7737-2906



▲中国語会話の勉強会の様子

うるおいある街並みに！

生垣設置の助成制度



都市計画課計画係 ☎888-1111 (244)

生垣設置の助成

生垣設置の助成

町では、町景観条例第9条に基づき、潤いある街並みと安全な生活環境を確保するため、町が費用の一部を負担して生垣の設置を奨励しています。

生垣は、街並みに潤いを与えるとともに、風通しを良くし、居住性を高めます。また、ブロック塀を生垣にすることで倒壊を防ぎ、地震被害を予防することもできます。

補助の対象区域

▼町全域

補助を受けられる人

▼土地の所有者または生垣の設置に権限を有する人

補助対象となる生垣

▼新たに生垣を設置する場合
▼既存のブロック塀等を撤去して生垣にする場合

補助を受けられない生垣

▼国または地方公共団体の所有または管理に属する土地に設置されるもの
▼建築基準法第42条第2項の規定により道路とみなされる敷地に設置されるもの

補助額の基準

補助対象となる生垣設置に要する経費(*)の限度額	新たに生垣を設置する場合	1m当たり 10,000円
	ブロック塀等の撤去を伴う場合	1m当たり 15,000円
補助率	生垣設置に要する経費の2分の1 (ブロック塀等の撤去を伴う場合はその経費も含む)	
補助限度額	175,000円 (角地の2辺に設置する場合は350,000円)	

*生垣設置に要する経費とは、植手間・樹木・垣・支柱等を言います

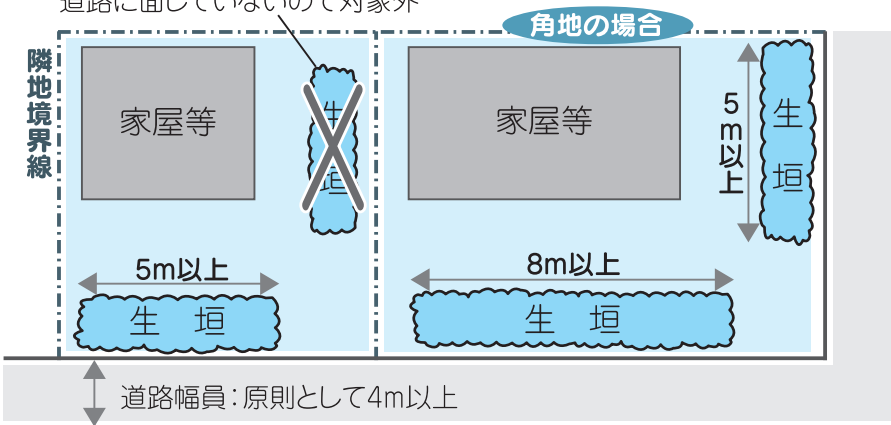
▼条例による補助金の交付を受けて生垣を設置した敷地または緑化した敷地に、再び設置されるもの
▼不動産の販売を目的として設置されるもの
▼ほかの法令等の規定により、補助または補償を受けたもの

補助の条件

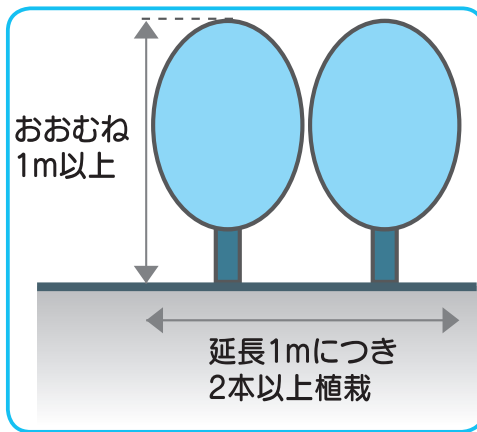
生垣の長さなど

▼道路に面して設置されるもので、総延長5m以上であるもの
※角地の2辺に設置されるものは、長辺の生垣の延長が8m以上かつ短辺の延長が5m以上必要

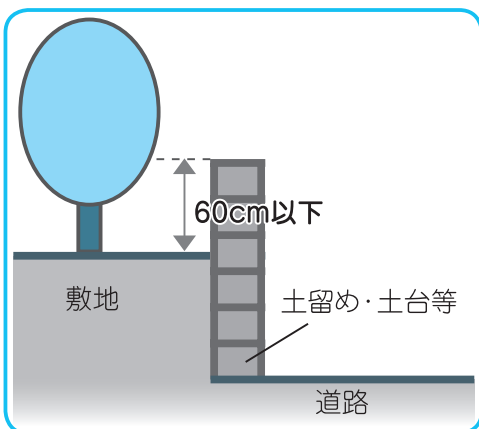
道路に面していないので対象外



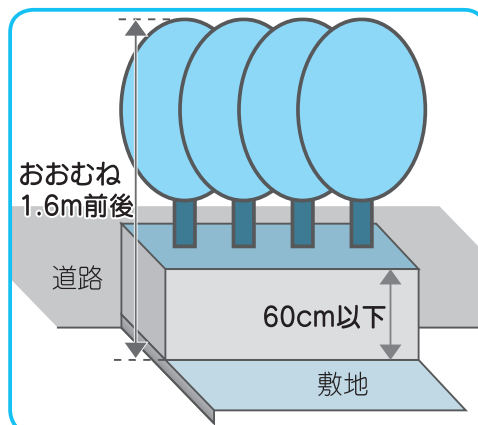
▼生垣設置の例



▼生垣の高さなど
樹木の高さがおおむね1m以上のもの（成長したときの高さではなく、植えたときの高さ）
延長1mにつき、2本以上植栽されるもの



▼ブロック塀等の内側に樹木を設置する場合は、当該ブロック塀等の高さが敷地面から60cm以下であるもの



▼コンクリートブロック等を使用して基礎（植樹ますなど）の上に設置される場合は、基礎の高さが敷地面から60cm以下のもの

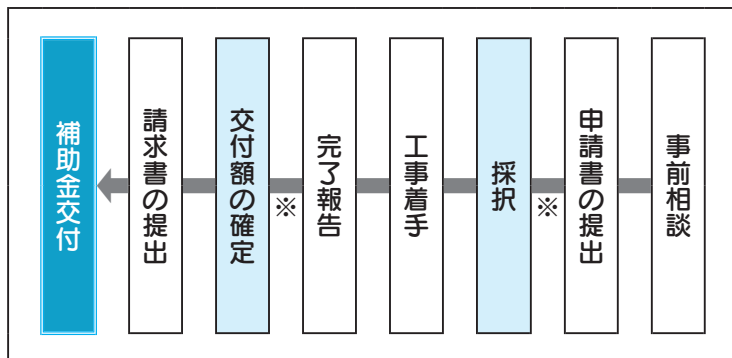
※設置から5年間は保全に努め、生垣として活用していただきます



申請方法
生垣を設置する前に、都市計画課に事前相談のうえ、生垣設置奨励補助金の交付申請をしてください（ブロック塀等の撤去を伴う場合は、ブロック塀等を取り壊す前に申請が必要となります）。
設置後の申請は補助を受けることができません。

申請手続き

- 当制度の詳しい手引きを都市計画課窓口にご用意しています
- 町ホームページにも掲載しています
▼ <http://www.town.ami.ibaraki.jp/kakuka/toshiseibi-bu/toshikeikakuka/toshikeikakuka.htm>
- まずはお気軽にご相談ください



※採択前と完了報告後には、担当者が生垣設置場所まで現地調査にうかがいます

放射線の状況をお知らせします

環境政策課 ☎888-1111 (116)

放射線の定期測定

毎月子ども関連施設を中心に放射線の定期測定を行っています。4月の測定結果については、次のとおりです。

単位：マイクロシーベルト毎時

第46回(測定日4月22日～26日)

施設名	屋内(床上)			屋外(地上)			施設名	屋内(床上)			屋外(地上)		
	0cm	50cm	1m	0cm	50cm	1m		0cm	50cm	1m	0cm	50cm	1m
阿見小学校	0.081	0.072	—	0.080	0.085	—	中郷保育所	0.090	0.083	—	0.089	0.087	—
実穀小学校	0.073	0.081	—	0.129	0.121	—	南平台保育所	0.068	0.078	—	0.101	0.081	—
吉原小学校	0.088	0.086	—	0.123	0.104	—	二区保育所	0.077	0.079	—	0.114	0.102	—
本郷小学校	0.081	0.079	—	0.100	0.095	—	学校区保育所	0.068	0.059	—	0.108	0.092	—
君原小学校	0.072	0.064	—	0.108	0.095	—	あゆみ保育園	0.056	0.051	—	0.110	0.097	—
舟島小学校	0.080	0.084	—	0.111	0.103	—	阿見ひかり保育園	0.066	0.089	—	0.127	0.114	—
阿見第一小学校	0.077	0.089	—	0.114	0.097	—	さくら保育園	0.093	0.090	—	0.063	0.061	—
阿見第二小学校	0.094	0.087	—	0.092	0.104	—	学校区児童館	0.086	0.075	—	0.123	0.112	—
阿見中学校	0.086	—	0.091	0.114	—	0.098	二区児童館	0.078	0.079	—	—	—	—
朝日中学校	0.092	—	0.093	0.103	—	0.109	総合運動公園(陸上競技場)	—	—	—	—	0.130	0.135
竹来中学校	0.073	—	0.085	0.115	—	0.116	総合運動公園(野球場)	—	—	—	—	0.110	0.109
霞南至健中学校・霞ヶ浦高校	0.098	—	0.096	0.072	—	0.068	霞ヶ浦平和記念公園	—	—	—	—	0.175	0.170
霞ヶ浦聾学校	0.083	0.073	0.074	0.062	0.069	0.061	ゆりの木公園	—	—	—	—	0.131	0.137
ふたば幼稚園	0.077	0.060	—	0.105	0.113	—	岡崎ふれあい公園	—	—	—	—	0.167	0.185
阿見みどり幼稚園	0.070	0.073	—	0.105	0.091	—	うずらの公園	—	—	—	—	0.065	0.063
荒川沖幼稚園	0.095	0.087	—	0.126	0.106	—	本郷近隣公園	—	—	—	—	0.191	0.181
阿見幼稚園	0.092	0.087	—	0.142	0.127	—	平均値	0.081	0.078	0.088	0.105	0.108	0.119

※自然界からの放射線量を含む値です。また、機器の仕様で±10%程度の誤差が生じることがあります

◎一般家庭・事業所を対象とした放射線の測定の申込方法

環境政策課の窓口またはお電話(☎888-1111 内線116)でご予約ください。測定は無料です。

町の農産物について

町内産農産物について、「食品放射能測定システム」により放射性物質の測定を行っています。4月の測定結果については、次のとおりです。

▼放射性セシウムの測定結果(合計58検体)

()内は測定検体数

項目	検査品目
不検出	アシタバ、ウド、キャベツ(2)、キュウリ、セリ、夏ミカン、フキ(2)、ラディッシュ、ルパープ、ワラビ(2)
基準値内のもの	原木シイタケ、コゴミ(2)、タケノコ(38)、タケノコ(ポイル)(2)
基準値を超えたもの	原木シイタケ、タケノコ

※「不検出」…「検出限界値」未満であることを表し、おおむね25ベクレル毎キログラムになります

※「基準値」…穀類・肉・魚・野菜などの「一般食品」は、100ベクレル毎キログラムです

◎食品放射能測定システムの申込方法

農業振興課の窓口またはお電話(☎888-1111 内線183)でご予約ください。測定は無料です。

予科練平和記念館だより

予科練平和記念館 ☎891-3344 業務時間:月曜日を除く午前9時～午後5時

企画展『震洋～写真家・荒井志朗氏(甲13期)の心象～』開催

写真家・荒井志朗氏は江戸崎町出身で、土浦海軍航空隊で訓練を受けた甲種第13期予科練生です。モーターボートの「震洋」特攻隊員として台湾で終戦を迎えました。

荒井氏が撮影・管理された写真60枚を通して、終戦間際の予科練生や「震洋」特攻の実態を知っていただく展示です。

- ▼期日:7月7日(日)まで
- ▼時間:午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)
- ▼場所:予科練平和記念館20世紀ホール
- ▼観覧料:常設展観覧チケットでご覧いただけます



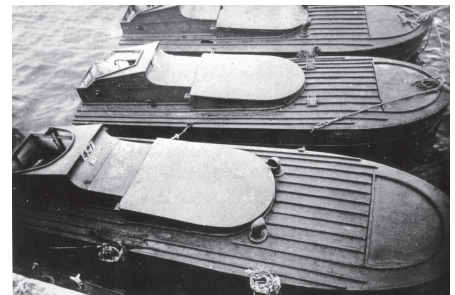
▲荒井志朗氏

講演会『震洋』開催

角田氏は茨城県旧緒川村出身で、土浦海軍航空隊で訓練を受けた甲種第14期予科練生です。長崎県川棚の臨時魚雷艇訓練所で訓練を受けた後、千葉県勝浦の鵜原基地に配属となり、終戦を迎えました。

当時の予科練、また震洋隊の様子についてお話しいただきます。

- ▼期日:6月23日(日)
- ▼時間:午後2時～3時30分(予定)
- ▼場所:予科練平和記念館ラウンジ
- ▼講師:角田義久氏(元甲種第14期予科練生)
- ▼観覧料:常設展観覧チケットが必要です。当日、展示会もあわせてご覧ください



▲震洋艇

よみきかせ『おはなしおさんぽの会』開催

- ▼期日:7月13日(日)
- ▼時間:①午前10時30分～11時30分 ②午後2時～3時
※途中入場自由
- ▼場所:予科練平和記念館ラウンジ
- ▼内容:絵本の読み聞かせ
- ▼対象:小学生まで ※未就学のお子さまは保護者同伴でお願いします
- ▼参加料:無料
- ▼その他:事前予約不要。特に準備していただくものではありません



▲おはなしおさんぽの会

◎学芸員のつぶやき

爽快な緑で目を楽ませてくれた木々も、今年の成長を見せるかのように落ち着いた濃い緑の姿に変身しています。予科練平和記念館では、いよいよ芝生の緑が美しくなる季節を迎えました。まぶしいほどの光を受けいっそう大きくなる夏を目の前にして、恵みの雨を十分に蓄えている、この予科練平和記念館です。

▼予科練平和記念館ホームページ:<http://www.town.ami.ibaraki.jp/yokaren/index.html>

環境保全・環境美化・動物愛護に努めましょう

6月5日は環境の日です

環境政策課 ☎888-1111 (116)

霞ヶ浦をきれいにしましょう

阿見町は霞ヶ浦の南岸に接し、霞ヶ浦からさまざまな恩恵を受けています。昭和40年代前半の霞ヶ浦はきれいに澄んで湖底が見え、夏になると湖水浴ができました。現在の霞ヶ浦は、にごりがひどく泳げる状態ではありません。

「泳げる霞ヶ浦、遊べる河川」を目指して策定された、県の『霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画（第6期：平成23年度～平成27年度）』には、平成27年度までの、COD（水中の汚れの量を表す数値）、窒素、リンの水質目標が設定されています。家庭から出る生活排水をきれいにすることが、霞ヶ浦をきれいにする原点です。かつてのように『泳げる霞ヶ浦』を取り戻すために、皆さんのご協力をぜひお願いします。



霞ヶ浦浄化対策 10ヶ条

霞ヶ浦浄化対策として『霞ヶ浦対策10ヶ条』があります。ご家庭で実施できることですので、ぜひ取り入れてください。

- | | |
|--|---|
| <p>① 台所には、目の細かいストレーナーや三角コーナーを設置しましょう</p> <p>② 天ぷらなどの油は、使い切るか、新聞紙などにしみ込ませたり固化剤で固めたりして、ごみとして出しましょう（使用済み天ぷら油の回収事業にご協力ください）</p> <p>③ なべや皿の汚れは、ゴムべらで落とすか、紙でふいてから、少量の洗剤で洗いましょう。アクリルたわしなど、洗剤の使用が少しですむ台所用品も活用しましょう</p> <p>④ 台所の調理くず等は、コンポストなどで堆肥にして使</p> | <p>うようにしましょう。町の生ごみ処理容器等購入費補助金制度もご利用ください</p> <p>⑤ お風呂の残り湯は洗濯や掃除等に有効に使いましょう</p> <p>⑥ 水路や側溝などを定期的に清掃しましょう</p> <p>⑦ 川や湖にごみを捨てないようにしましょう</p> <p>⑧ 庭木や草花、菜園などへの肥料や農薬は使い過ぎないようにしましょう</p> <p>⑨ 下水道への接続、または高度処理型浄化槽を設置しましょう</p> <p>⑩ 浄化槽は定期的に点検し、清掃・検査をしましょう</p> |
|--|---|

空き地の雑草は定期的に刈り取りましょう

空き地は、その土地の所有者または占有者が責任をもって管理することになっています。雑草が生い茂ると景観が損なわれるだけでなく、害虫の発生・不法投棄・犯罪・火災などが起こりやすくなりますので、日ごろから適正な管理をお願いします。刈り取った雑草は霞クリーンセンターへ直接搬入するか、燃えるごみ専用袋に入れ所定のごみ集積所に出してください。

- ▼**注意事項**：▼一度に大量の刈り取った雑草をごみ集積所に出すと回収しきれない場合があります。量が多い場合は、霞クリーンセンターへ直接搬入をお願いします。直接搬入の場合、ごみの重さが50kgまでは無料です。50kgを超えた場合は、超えた分について10kgあたり150円の処理手数料がかかります。
- ▼野外での焼却行為は禁止されています。刈り取った雑草などは燃やさないでください

犬や猫を捨てるのはやめましょう

犬や猫などの愛護動物を遺棄した場合は、50万円以下の罰金が科せられます。不幸な命をつくらないために、不妊や去勢の手術をするようにお願いします。やむを得ない事情で飼えなくなってしまった場合は、新たな飼い主を見つけましょう。また、交通事故や感染症などから猫を守るためや近隣への配慮としても、猫はなるべく室内で飼いましょう。

町では6月3日(月)から、飼養する犬および猫の不妊去勢手術費用に対する補助金制度を始めます。詳しくは環境政策課までお問い合わせください。

体協だより

『第2回町健康ウォーキング』参加者募集

- ▼期日 6月23日(日)
- ▼時間 午前8時役場出発
- ▼行き先 五浦海岸・天心記念美術館・大津港(北茨城市)
- ▼募集人数 45人(定員で締切)
※参加決定者には後日連絡
- ▼参加料 1,000円 ※中央公民館生涯学習課窓口で納めるか当日受付で納める
- ▼申込期間 6月7日(金)~18日(火) 午前9時~午後5時まで ※10日(月)・17日(月)は除く。キャンセルの場合は21日(金)までにご連絡ください
- ▼申込方法 電話または直接下記に申し込む
- ▼問合せ 生涯学習課 ☎888-2526

『社交ダンス講習会』参加者募集

- これからダンスを習いたい人にピッタリの講習会です。
- ▼期日 7月14・28日、8月11・25日、9月8・22日、10月13・27日、11月10・17日一の日曜日(全10回)
 - ▼時間 午後1時~3時
 - ▼場所 中央公民館3階集会室
 - ▼参加料 3,500円(内500円は町体育協会登録費)
 - ▼申込方法 7月14日(日)に当日会場で受付します
 - ▼問合せ 町体育協会ダンススポーツ部 村田☎090-3339-5125

各種大会の結果(敬称略)

●阿見バドミントン大会

期日	3月24日(日)
場所	牛久総合運動公園体育館
男子複1部	▽優勝:川崎泰・高野将人(フェニックス)▽準優勝:倉持祐希・日下部友哉(ビギン)▽3位:小松崎翔太・浅野祐樹(フェニックス)、糸賀達也・島田優樹(あおひげ)
男子複2部	▽優勝:中島克友・中山達雄(フリー関東)▽準優勝:三富純一・田中雅人(白鳥会竹園)▽3位:鶴飼政志・本多集悟(アステラス製薬)、本多英樹・高谷貴昭(土浦クラブ)
男子複3部	▽優勝:小野公介・内山雄太(張替クラブ)▽準優勝:一ノ瀬二郎・小縣洋一朗(藤代バドミントンクラブ)▽3位:関口修一・根本孝義(ALPHA)、小池容左・横須賀将志(ALPHA)
女子複1部	▽優勝:羽生美恵・谷島めぐみ(フェニックス)▽準優勝:小川益子・鴨志田笑子(小川シャトルズ)▽3位:柳瀬美幾・坂本久美子(龍ヶ崎体協)、戸田奈津美・斉藤桃子(フェニックス)
女子複2部	▽優勝:小林遥・中川雅恵(フリー関東)▽準優勝:伊野麻衣子・丸山茂美(ビギン)▽3位:瀬尾珠理・岡野更紗(土浦二高)、大山明日香・高橋真美(阿見中学校)
女子複3部	▽優勝:大谷真理子・張替真奈美(張替クラブ)▽準優勝:半沢厚子・高端峰子(取手フライン)▽3位:野呂絵里花・安倍恵(白鳥会竹園)、高橋碧・宮崎みい菜(藤代バドミントンクラブ)

●春季町民弓道大会

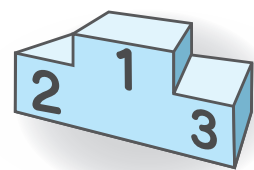
期日	3月31日(日)
場所	阿見中学校弓道場
成績	▽優勝:馬場之雄▽準優勝:河合徹・渋谷敬子▽3位:木村洋子 ▽射法賞:馬場之雄

●稲敷地区社会人ゴルフ大会

期日	4月8日(月)
場所	美浦ゴルフ倶楽部(美浦村土浦)
一般の部	▼年齢無制限 ▽6位:高松正敏▽9位:渡部儀勝 ▼新ペリア競技 ▽3位:野口渉▽4位:高松正敏▽5位:菊地昭徳▽9位:野口盛男
シニアの部	▼60歳以上 ▽優勝:大崎忠▽3位:湯原孔孝▽5位:生井俊雄 ▼新ペリア競技 ▽優勝:小澤敏行▽6位:杉山旭▽9位:清水良彦

●さわやかグラウンドゴルフ大会

期日	4月24日(水)
場所	笠松運動公園(ひたちなか市)
成績	▼男子の部▽3位:増田裕彦▽5位:菊川洋征▽8位:岡島俊一 ▼女子の部▽5位:大室正子▽8位:木村照子



●問い合わせ

町体育協会事務局(生涯学習課内)
☎888-2526

〈広告欄〉

壁倍率4.0耐震性に優れた下地材

通気工法で4.0の壁倍率

土台と梁、柱を優れた構造用下地材で固定するため応力が分散し、高い安定した構造耐力が得られます!

地震がきても安心できる住まいです。家の耐震等が心配という方には、当社のホームウェル耐震診断士が無料でアドバイスさせていただきます。

住まいのことなら美都住建へ

当社は、注文建築にこだわり、1棟1棟まごころを込めて建築してまいりました。お客様一人一人のご要望や個性を最大限に尊重し、ライフスタイルに合わせた、10年20年先を見据えたご提案をしています。新築・増改築など、お気軽にご相談ください。

建築業知事免許(般-24)第22375号 【本社】阿見町実穀1283-10
(株)美都住建 TEL.029-842-7196
【陶板浴和】阿見町中央1-5-32

LIXIL 住宅用フローリング

屋根材 **T-ルーフ**

美しいデザイン・雨音が静か
軽いから地震に強い
丈夫で優れた耐久性
リフォームにも最適

詳しくはお問合せ下さい。

**リフォームのことなら
増改築相談員のいる当店へ!!**

傷んでる箇所を何とかしたいけど、どんなリフォームをしたらいいのかわからない...
費用はどれ位かかるんだろう...など
住まいのリフォームを計画している方々は様々な問題を抱えていると思います。
増改築相談員は、リフォームに関する専門的な知識・経験を活かし、これらの問題に適切なアドバイスをいたします。お気軽にご相談ください。

茨城県知事免許(4)第5548号
阿見町中央1-5-32
(有)美都ツ和 TEL.029-891-2200

お知らせ

Information

風しんの流行に注意!

風しんの報告者数が、平成24年4月同時期の約30倍と非常に早いペースで増加しています。妊婦が風しんにかかると、生まれてくる赤ちゃんに悪影響を及ぼす可能性があるため、特に注意が必要です。予防のためマスク等を着用したり、身体に抗体のない大人は予防接種(自己負担)を検討しましょう。

最新の流行状況や風しんに関する情報は、厚生労働省のホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)内で『風しん』と入力して検索すると確認できます。

▼問合せ 健康づくり課保健予防係 ☎888-2940

不動産公売

茨城租税債権管理機構では、一般の人も参加できる入札により、不動産公売を実施します。

- ▼期日 7月2日(火)
- ▼時間 午後0時50分から
- ▼場所 県水戸合同庁舎2階大会議室(水戸市柵町)
- ▼公売対象 大字青宿地内の土

臨時職員募集

▼勤務期間 9月2日(月)～平成26年3月20日(木)

▼勤務日時 月～金曜日(夏休み・冬休み・祝日などの休校日を除く)、午前10時～午後2時(3時間勤務)

▼勤務場所 実毅小学校・君原小学校・阿見第二小学校のいずれか

地(宅地2筆合計の地積134.65㎡)建物(▽種類:倉庫▽構造:鉄骨造重鉛メッキ鋼板ぶき2階建/1階81.00㎡/2階77.53㎡)見積価額132万円/公売保証金14万円 ※詳しい公売案内は収納課で配布しています。また、同機構のホームページからも具体的な内容をご覧ください。

▼問合せ 茨城租税債権管理機構 ☎029-225-1221

▼ホームページ: <http://www.ibaraki-sozei.jp/>

▼収納課特別滞納対策係 ☎888-1111(157)

▼「子どもの人権110番」強化週間
法務省と人権擁護委員連合会は、『いじめ』や児童虐待など子どもをめぐるさまざまな人権問題に積極的に取り組むことを目的として、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間を実施し、お子さまや保護者からの相談に応じます。秘密は守られますので、安心してご相談ください。

▼期日 6月24日(月)～30日(日)

▼時間 午前8時30分～午後7時まで ※土・日は午前10時～午後5時まで

▼電話番号 0120-007-110

▼勤務内容 学校給食の配せん・食器の回収など

▼時給 750円

▼募集人数 3人(各小学校1人)

▼応募期間 7月5日(金)まで ※土・日は除く

▼応募方法 月～金曜日の午前8時30分～午後4時の間に、履歴書(3か月以内撮影の写真貼付)を直接左記に提出する ※郵送不可

▼選考方法 書類・面接により選考(面接日は後日連絡)

▼問合せ 学校教育課 ☎888-1111(320)

▼問合せ 水戸地方法務局人権擁護課 ☎029-227-9919

8020高齢者よい歯の「リンクル」

▼対象 昭和8年3月31日以前生まれの人(80歳以上)で自分の歯が20本以上ある人(治療されていても可。本コンクールで入賞歴のある人の再応募はご遠慮願います)

▼入賞 最優秀1人・優秀5人・シニア賞1人

▼応募方法 6月3日(月)～7月19日(金)(必着までに、氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・かかりつけの歯科医院を記載して、はがきまたはフアクシミリで左記に申し込む。口腔検査票が送付されたら県歯科医師会会員の歯科医院で検診(無料)を受ける

▼審査方法 一次審査:口腔診査(各歯科医院) 二次審査:書類審査

▼表彰 11月10日(日)に県歯科医師会館(水戸市見和)で開催する『第22回茨城県民歯科保健大会』の席上で表彰する

▼問合せ 〒310-0911 水戸市見和2-292 県歯科医師会 ☎029-252-2561 FAX 029-253-1075

▼「子どもの人権110番」強化週間
法務省と人権擁護委員連合会は、『いじめ』や児童虐待など子どもをめぐるさまざまな人権問題に積極的に取り組むことを目的として、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間を実施し、お子さまや保護者からの相談に応じます。秘密は守られますので、安心してご相談ください。

〈広告欄〉

介護用品・福祉用具のレンタル、販売

高齢者向け住宅改修工事請負

株式会社 樹里 介護事業部

〒300-0333 阿見町若栗1766-3
TEL:887-3421 FAX:887-3422

介護保険指定事業者番号 0873800502

当社の福祉用具専門相談員がお客様のご質問、ご相談に応じます。



想い伝える贈りもの

サライ館 阿見中央店
TEL:840-2438
「樹里」店内に併設

家具の店 **樹里**
TEL:887-3421
一般家庭用家具からオーダー家具まで

● **まい・あみ・まつり**
ステージ式典部会から出演者募集

① **まい・あみ・アンバサダーオーディション**

▼ **内容** まい・あみ・まつりのPRや町の観光事業などに協力してくれる明るく元気なアンバサダー(大使)3人を選びます。ステージ上で自己PRなどをしていただきます

▼ **対象** 町内在住または在勤・在学で18歳以上の人(男女および既婚・未婚は不問)

▼ **賞品** 大使3人に商品、参加者全員に参加賞

▼ **募集人数** 20人程度

② **ジュニアフェス**

▼ **内容** 中学生以下の子どもによるステージパフォーマンス

▼ **対象** 町内在住または町内の保育所・幼稚園・小中学校に通学している子ども

▼ **賞品** 参加者全員に参加賞

▼ **その他** 申込多数の場合、抽選の場合あり。ステージ運行上、ロックバンドなどは不可

▼ **申込方法** 6月28日(金)までに、電話または直接左記に申し込む

● **ステージ式典部会からボランティア募集**

▼ **日時** 8月2日(金)～5日(月) ※時間は応相談、一部でも可

▼ **内容** ステージの準備・ステージ進行の手伝い

▼ **申込方法** 7月19日(金)までに、電話または直接左記に申し込む

● **パレード神輿部会から参加団体等募集**

① **子ども神輿** 子ども会・育成会の神輿による練り歩き

② **大人神輿** 神輿・山車団体による練り歩き

③ **音楽パレード** 鼓笛隊・金管バンドなどによる音楽パレード

④ **よさこいソーラン** 総踊りあり。各団体によるよさこい踊り

⑤ **盆踊り** 阿見音頭・新阿見音頭

⑥ **司会者サポーター** 司会者のサポートスタッフ1人

▼ **申込方法** ①～⑤は6月14日(金)まで、⑥は6月28日(金)までに、電話または直接左記に申し込む

● **模擬店募集**

今年の模擬店は町商工会による運営になりますので、まい・あみ・まつり実行委員会による募集はありません。詳細については、町商工会

☎88710552) にお問い合わせください。

● **問合せ** まい・あみ・まつり実行委員会事務局 ☎8881111(173) ※土・日・祝日を除く午前10時～午後4時30分

● **町社会福祉協議会から「地域ケア研修会」参加者募集**

▼ **期日** 6月15日(土)

▼ **時間** 午前10時～11時30分

▼ **場所** 総合保健福祉会館「さわやかセンター」2階大会議室

▼ **内容** 講演「在宅医療の現場から」

▼ **講師** 平野国美氏(ホームオン・クリニック院長)

▼ **申込期間** 6月10日(月)まで ※土・日を除く

● **「家族介護支援事業」参加者募集**

在宅で高齢者などを介護している人を対象に、交流会を実施します。

▼ **期日** 6月25日(火)

▼ **時間** 午前10時30分総合保健福祉会館出発(午後3時帰着予定)

▼ **申込期間** 6月14日(金)まで ※土・日を除く

● **申込方法** 電話または直接左記に申し込む

● **問合せ** 町社会福祉協議会 ☎88710084

● **酒類販売管理協力員の募集**

関東信越国税局では、スーパー・コンビニエンスストアなどで、お酒売り場の未成年者飲酒防止のための表示等を確認し、税務署に連絡していただく「酒類販売管理協力員」を募集しています。

応募方法等の詳細については、国税庁ホームページをご覧ください。

▼ **問合せ** 水戸税務署酒類指導官 ☎029-231-4323

● **第53回県母親大会**

▼ **期日** 6月23日(日)

▼ **時間** 午前10時～午後4時

▼ **場所** 県立守谷高等学校(守谷市大木)

▼ **内容** 午前10時から：シンポジウム・分科会 午後1時30分から：全体会(記念講演「未来への伝言―空よりも高く―」/講師 落合恵子氏)

▼ **問合せ** 第53回県母親大会実行委員会 ☎82418949

〈広告欄〉

居酒屋 娯衛門

各種宴会・予約承ります

定休日/日・祝祭日
阿見町岡崎1-12-7

電話 **887-1147**
FAX **887-0970**

ご存知ですか?

寝たきりゼロ作戦を応援します

健康保険で在宅マッサージが受けられます!

ただいま無料体験マッサージ受付中! お気軽にどうぞ

お問合せ、ご相談などお気軽にご連絡ください。

所属：全国保険鍼灸連合会会員 茨城 NPO 全国鍼灸マッサージ協会会員

有限会社 オリエンタル

〒301-0041 茨城県龍ケ崎市若柴町 2188-9 **マッサージ師募集**

TEL: 0297-65-0985 FAX: 0297-65-3323 携帯: 090-6548-4321

● 龍ヶ崎事業所(オリエンタル治療院)
● 稲敷事業所(オリエンタル稲敷)
● 取手事業所(オリエンタル)

『まちのニュース・町長日記』5月

● 5月10日『田植えと給食のご飯』

新緑が鮮やかな5月となり、田植えの季節を迎えました。町内では、すでに多くの農家の皆さんが田植えを行っております。

現在の学校給食の米飯は、週3回で民間業者による炊飯です。新たに米飯ラインを設けた新給食センターでは米飯給食を週4回に増やします。

新給食センターからの提供は、町立保育所は8月下旬ごろから、町立小中学校は9月からとなりますが、従来の弁当箱にご飯をつめていたものから、飯缶というおひつに入れて学校等に届ける形になります。家庭でご飯を食べるときのように、食べるときにおわんによそって温かいご飯を食べられるようになりますし、おかわりも可能となります。

もちろん、地産地消として阿見町産のお米を使います。やはり、生産者の顔が見えるような給食にしたいと思います。子どもたちへの食育教育の充実・強化も積極的に進めてまいります。

農家の皆さまには、今年もおいしいお米づくりをお願いいたします。

阿見町長 天田富司男



町ホームページから
クリック!

まちのニュース・町長日記 随時更新しています。ぜひご覧ください。

● 定例相談 ●

人権相談／行政相談 日時:6月6日(木)・7月4日(木)

午前10時～午後3時／場所:役場3階305会議室

問い合わせ 総務課 ☎888-1111(215)

子育て相談 電話・来所相談:月～金曜日午前9時～

午後4時／場所:中郷保育所内／訪問相談:随時受付

問い合わせ 地域子育て支援センター ☎891-2772

教育相談 日時:火～金曜日午前9時～午後3時／

場所:図書館となり

問い合わせ 教育相談センター ☎888-1225

心配ごと相談 日時:水曜日午後1時～4時／**弁護士**

相談:月1回午後1時～3時30分(毎週水曜日の心配ごと相談で要予約)／場所:総合保健福祉会館相談室

問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎887-0084

高齢者総合相談 日時:月～金曜日午前8時30分～

午後5時15分／場所:町社会福祉協議会内

問い合わせ 町地域包括支援センター ☎887-8124

消費者相談 日時:月～金曜日午前9時～正午、午後

1時～4時／場所:役場1階町消費生活センター

問い合わせ 町消費生活センター ☎888-1871

交通事故相談 日時:月～金曜日午前9時～正午、午

後1時～4時45分／**弁護士相談**:水曜日午後1時～4時[要予約]／場所:県土浦合同庁舎

問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎823-1123

役場開庁時間(土・日・祝日・年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

※日曜開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

● 人口と世帯 ●

- 総人口 47,598人 (+ 23) ▽5月1日現在
- 男性 23,579人 (+ 5) ▽常住人口ベース
- 女性 24,019人 (+ 18) ▽()内は前月比
- 世帯数 18,363世帯 (+ 46) ▽総務課調べ

6月の納税等

町県民税(1期)
国民健康保険税(2期)
介護保険料(2期)
納期限 7月1日(月)

7月の納税等

固定資産税(2期)
後期高齢者医療保険料(1期)
納期限 7月31日(水)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

交通事故発生状況 4月(前月比)

消防本部調べ	軽傷	18人(-5)	
出場件数	25件(+1)	中傷	9人(+7)
		重傷	1人(+1)
※救急車の適正な利用を お願いします	死亡	0人(±0)	
	合計	28人(+3)	

『広報あみ』は、毎月第2・4(12月は第3)金曜日発行です。下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼**公共施設**:役場1階正面玄関・ロビー、役場2階秘書課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼**その他の施設**:阿見・中央一・阿見原・青宿・実穀・君原の各郵便局、常陽銀行阿見・荒川沖東の各支店、筑波銀行阿見・荒川本郷の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店